

第 4 日

1. 平成24年 9 月21日午前10時00分招集
2. 平成24年 9 月21日午前10時00分開議
3. 平成24年 9 月21日午後 6 時30分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 曉	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 荒 木 拓 馬	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 淵 賢 吾
13 番 杉 本 和 彰	14 番 多 賀 勝 丸	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	德 永 壽	会 計 管 理 者	德 永 宣 久
企 画 課 長	山 下 仁	建 設 課 長	杉 本 章 一
経 済 課 長	坂 本 政 明	税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘
健 康 福 祉 課 長	堤 一 徳	学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司
社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一	町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	石 原 恵 一	事 業 課 長	松 尾 憲 成
福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎	代 表 監 査 委 員	本 田 亮 平

12. 議事日程

- 日程第1 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件
に関する条例の制定についての訂正の件
- 日程第2 議案第50号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第3 議案第51号 和水町振興計画審議会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第52号 和水町消防団条例の一部改正について
- 日程第5 議案第53号 和水町防災会議条例の一部改正について
- 日程第6 議案第54号 平成24年度和水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第55号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第56号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第57号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第59号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第60号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第13 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第14 発議第2号 和水町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第15 発議第3号 和水町議会会議規則の一部改正について
- 日程第16 常任委員長決算審査報告について
- 日程第17 認定第1号 平成23年度和水町一般会計歳入歳出決算
- 日程第18 認定第2号 平成23年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第3号 平成23年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第4号 平成23年度和水町奨学金貸与事業会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第5号 平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第6号 平成23年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第7号 平成23年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第8号 平成23年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第9号 平成23年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第10号 平成23年度和水町春富区財産特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第11号 平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第12号 平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算
- 日程第29 報告第5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第30 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第31 議員派遣申出書
- 日程第32 閉会中の継続審査申出書（総務文教常任委員会）
- 日程第33 閉会中の継続審査申出書（厚生常任委員会）
- 日程第34 閉会中の継続審査申出書（建設経済常任委員会）
- 日程第35 閉会中の継続審査申出書（議会運営委員会）
- 追加日程第1 発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出について

開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、上程された議案に対する審議、採決となっております。

なお、地方自治法第121条の規定により、本日は本田亮平代表監査委員の出席を要請しております。

日程第1 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての訂正の件

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、発議第1号「地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての訂正の件」を議題とします。

小山暁君から、発議第1号「地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について」の訂正理由の説明を求めます。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） おはようございます。早速でございますが、9月定例議会初日、9月12日に提出しました事件について、一部訂正、変更が生じたので、会議規則20条の規定により、次のとおり請求します。

件名は発議第1号、地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてであります。

訂正の提案理由は、第3条の本文について、分かりやすくかつ明快な表現にするために、同条の本文を次のとおり訂正するものであります。訂正前の内容は、「その他、第3条、和水町及び和水町教育委員会等の作成する各種計画等について、策定変更すれば速やかに議会に内容を報告しなければならない」としていたのを、訂正後は「その他、第3条、和水町及び和水町教育委員会の作成する各種計画等について、策定変更した場合には、議会は、その内容を議会に対して報告するように求めることができる」と訂正するものであります。

以上のとおり、事件の訂正をしたいので、御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。訂正請求提案理由の説明といたします。

○議長（多賀勝丸君） お諮りします。ただ今議題となっております発議第1号「地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についての訂正の件」を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。

発議第1号「地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例

の制定についての訂正の件」を許可することに決定いたしました。

日程第2 議案第50号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、議案第50号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今回、職員の不祥事の責任をとって、町長、副町長の減給処分の条例改正案が提出されましたが、いまだに全容解明ができていない状況の中での提案につきまして不可解な疑問を抱くのは私一人ではないと思いますが、その点、町長はどのように考えているのか伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今御発言のとおり、以前、6月ごろですか、発覚いたしました今回の不祥事、このことに関しては、すべて全容は明らかになっておりません。なお、先般御説明申し上げておりますように、不服申立て、それから返還の要求、そうしたこともあっております。なおまた、不明金に関して告訴、その手続、準備をなしておるときでもございます。

しかしながら、このこと全容に関しては、ちょっと長期化する状況でもございます。よって、今日このことに関して監督責任、このことを今回示し、そして、更に職員全体のこのことに関する受け止めもしっかり受け止め、更なる綱紀肅正、そうしたことにつなぐ、そういう思いの中で、今回、提出、提案いたしましたものでございます。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 私は先の6月議会で、歯止めがかからない職員の不祥事に緊急質問をしましたが、当然のことながら、その他のことに管理監督責任者は減給、戒告、訓戒、厳重注意の処分を受け、現在に至っていますが、その中で、平成18年4月に発生した、三加和総合支所の職員が、公金200万円を着服し、懲戒免職処分となった事件では、当時の総務課長を含めて4人が処分され、平成22年に発生した乳幼児等の医療費約195万円を着服した事件では、町長を含めて6人が処分され、今回また、町長を含めた7人を合わせますと、延べの17人が処分されたことになり、このことは和水町政史上に汚点を残すことになり、最悪の事態と言わざるを得ません。

処分が重いか軽いかの問題ではなく、どうしたら再発防止ができるのか、チェック体制の強化はもちろんですが、職員の基本意識の行動に向けて真剣に取り組んでもらいたいという町民の声がございしますが、町長の考えを伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今の御質問に関して、不祥事が発覚し、それ以後、今日までどのよ

うな私どもの動き、2度と再度ないように、どのような職員向上を図っておるかということであろうかと思いますが、そのことに関しては、総務課長より概略、主なものに関して御説明をいたさせます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 御指摘のとおり、チェック体制等が甘い部分がありましたので、今回の不祥事については、6月の13日に処分をしております。その後、緊急幹部会等を行いつつ、職員等に周知するように、十分その事件等の内容については周知するようにしています。

そして、6月の19日にまた臨時幹部会を行いつつ、今後、各課における公金の取扱いは、各種団体の通帳等も預かっている課がございますので、その通帳等の取扱い、公金の取扱いについて、各課でもう一度見直して改善策を出しなさいということで、6月の19日にそれを指示しまして、7月の2日の日にまた幹部会を行いつつ、その各課から出た内容等を、全幹部検討しながら、改善策の内容を更に改善するように、指示をお互いにし合って改善しているところでございます。

そういうことで、各課でかなり公金又は各種団体の通帳等を預かっておりますので、そのへんは十分に注意して、必ず数人の職員でチェックをするようにしているところでございます。

それからまた、6月の20日の日には、各職員の信頼回復のために、行動として、朝早くから各出勤している職員に、こういうことで職員のほうもそういう綱紀粛正に関する呼び掛けを朝からやったこともありました。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 平成18年に総合支所で発生しました公金横領事件の際は、全額返済したという理由で刑事告訴はありませんでしたが、今回の一般会計補正で顧問弁護士の委託料が計上してありますけれども、当然、これは告訴を前提とした対応をされるものと思いますけれども、今回はどのような対応をされたのかお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第54号の一般会計の補正予算のほうで、弁護士の委託料として追加補正をさせていただいております。通常は顧問料は、年間、今63万円ですけど、契約書の中に、通常と違うような事案が出た場合は別途委託料をいただくという契約をしておりますので、今回の補正をしております。

補正の内容としましては、不服申立てに対する答弁書の作成及びその不服申立ての審理に対する出席と、告訴する段階で告訴状の案を作成してもらう料金で、その着手金ということで125万を上げております。

それから、また不当利得返還請求が出ておりますので、こちらのほうも顧問弁護士のほうに代理人として出頭とか答弁書を作成してもらう料金、及び玉名の裁判所のほうに顧問弁護士さんが

出席等をしてもらうために、約35万円を上げております。それから、その不服申立ては県の人事委員会のほうに提出してありますので、人事委員会で審理をする中で、経費としてまた20万ほど計上させていただいております。

今のところ、弁護士さんへの今回の補正は着手金というだけで、まだ報酬、結果が出ておりませんので、今年度中に終わったら3月議会ぐらいで報奨金、最終的な報奨金もまた補正をお願いするかと思いますけど、今のところ不服申立てに対する答弁書の作成とか告訴状の案の作成、不当利得請求返還の請求に対する対応等について、着手金の部分で160万円を予算化しているところでございます。補正予算をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。ただ今の答弁をお聞きしておりまして、いろいろ長期化するとか出とりましたけど、それと最後に今、総務課長から結構大きな金が要するかもしれないという答弁がありました。

長期化する中で、私は何で今ごろ出るんだろうというのがあります。額も、今言われた中で、町長が100分の20、副町長が100分の10、それが本当に妥当な数字というのは、どこからまず出たのかをお聞きします。

それともう一つは、再発防止とか綱紀肅正とかいろんな言い方があると思うんですけど、そこらへんの仕組みは、要である総務課長が中心にならなるとは私も思いますが、先ほど言われた処分ですね、私も法的なことは分かりませんが、決裁印もない、総務課長、会計室だから、国の仕組み上は総務課長には権限ないですよ。それでなぜ総務課長も処分されるのか。

もっと思うのは、課長級じゃなくて、一緒に机を並べている一般職員の方も何で処分されるのかが、ちょっと不快な部分があるとですよ。今までは、席を並べると職員までは何も罰則はなかったみたいやったけど、何で今回のみそういう処分をされたのかをお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） この件に関しましては、議員さんはじめ町民の方々に大変御迷惑をかけたこと、まずもっておわびを申し上げたいと思います。

処分の方法、結果といいますと、先ほど言われました決裁が回らない総務課長がなぜ処分を受けなければいけないかというようなことにつきましても、懲罰処分検討委員会、処分に関する趣旨に基づいて職員のほうはやったわけですけれども、今言われた決裁が回らない総務課長には、やはり全体的な職員のトップでもありますので、やはりこれは処分すべきだというような検討委員会の中での総意のもとに、今そういう結果を出したわけでございます。

ほかに私たちの町長をはじめ、2名に対する処分が妥当だったかどうかというお尋ねに対しましても、今回まで3回ですけれども、それなりの内容的には、まだ今回のものははっきり最終的段階まではいっておりませんが、現段階では、ことが大きくなるやもしれないというような懸念もありますけれども、今の時点での処分でございますので、そのへんは御理解をいただきました。

いと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 別に私はこれ、賛成だ反対だということを聞いてるわけじゃないんですけど、ということは、今後また長期化する中でいろいろ出てきたら、町長、副町長は減給の可能性もあるというように受け取ってよろしいのかということですね。

それと、明確にはあれだけど、なんか総務課長が要だからと言われたけど、会計のほうですべて金、最後して、それから町長部局にさし、こういうことになりましたよって上げる立場ですよ。同じ役場職員でも、非常に立場が違いますよね。管理者、会計管理者という。そこらへんの把握というのは、どのように理解されているのか。もう一度お伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 言われることも分かりますけれども、やはり職員のトップでもありますので、常日ごろ、そういう職員に対する牽制的な目で見るのが総務課長の一つの仕事でもあろうかと思えます。そのへんにしても、やはり目配りが足らなかったというところで、そういう処分をしたところでもございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 目配りちゅうか、総務課長はなら、その会計室の仕事までタッチしていいのかな。お伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、お尋ねられた、どこにどうあるかというそういうお尋ねでございますが、やはり、今回のことに関しては、職員全体の全体責任だというふうな思いの中で、それぞれ懲罰委員会においてそれぞれ御判断をされた。そうすることによって、全職員の、やはり今回こういうことに関しては全員が受け止め、今後、再発防止、そうしたことを意識が強くなる、そういう思いをいたして、それでいいんじゃないかというふうに私は思っておるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲地恭一君

○1番（蒲地恭一君） ただ今、杉本議員のほうから質問がありましたけども、同僚が何でその処分されるかと。全員協議会の中でも私、申させてもらいましたけども、同じ立場で処分をされるのは今度が始めてです。それについてもう一度説明をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 会計室におるもう一人の職員のことだと思いますけれども、やはり、

あの特老の仕事をこの会計室に持ってきて仕事をしておったというようなことは、我々、私たちは分かりませんが、恐らく何らかの関与はしておったかなという思いもあります。

しかし、目の前に仕事をしよるわけですから、その書類を見るときもあつたかなというような思いで、やはりその同じ職員としては対等なクラスにおりますけれども、同じ部屋におるならば、そのくらい「忙しかか、どうですか」というような声かけるようなときもあつたろうと思います。その中で、何で特老の仕事を会計室の中でしよるのかと、そういうことも恐らく分かりやしなかつたであろうかというような思いの中で、やはり何らかの処分、戒めのためにそういうこと、今後の指導のためにもそういう処分を検討委員会の中で決めたわけでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲地恭一君

○1 番（蒲地恭一君） そうですね、しかし、私は同僚が同じ立場で参事という役職だつたと思いますけれども、年齢が二つか三つぐらい上ということで、その処分は果たして適切だつたのかなと。またもう一回検討していただけないかなという思いもありますけれども、この処分はちょっと、その同僚の処分に関しては、ちょっと不適切じゃなかつたかなと申し添えて終わりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） はい、確かにそういう見方もあると思います。

例えば、会計管理者もそこに移ってから移動になって、即、全然分からない所での仕事、あつた事件の中で責任をとらざるを得ない、今回、総務課長も先ほど申し上げましたとおり、やはり関係はなかつたけれども、それなりの立場におる者は仕方がないといひますか、そういう責任感を持って、みんな、全体の中でそういう気配り、目配り等々が欠如しつたと言わざるを得ないと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲地恭一君

○1 番（蒲地恭一君） しかしですね、2 人だからといって処分をすればですよ、なら、課には何人、5 人も6 人もおられる所もありますけれども、なら隣におつたけん、目配りしとらんやつたけんということで、今後そういう処分をしていいのかと。僕はそこがおかしいんじゃないかなと思つてるんで指摘をさせていただいてますけども、本当にこの同僚の処分に関しては、もう一度考えていただきたいと思つて、3 回目の質問ですので終わらせていただきますけれども、今後、考慮していただきたいと思ひます。終わります。

○議長（多賀勝丸君）

2 番 豊後 力君

○2 番（豊後 力君） 今、副町長の答弁の中で、同僚議員に対しての戒めのためにそういう処分をしたということを明言をされましたけれども、私はその戒めだつたらですよ、その職場内の雰囲気というのはどうなると思ひますか、私はそれが一番恐いんですが、一つはですね、やはり

こういった事件が起きると、コンプライアンスの遵守をびしっと、目配り、気配りじゃなくて、それをやはり職場の規律としてやっていけば、こういう事態は起きないんじゃないかなというふうに思います。

更に、同じ同僚の中で、「わあ、今まで分からなかったけれども、そういうことがあつとつたな、びっくりした」というような声も聞きます。ですから、やはりそれなりの上司としては、それなりの目配り、常にそういった職場の中でのコンプライアンスをしっかりと植え付けていただければ、そういう事態は起きないというふうに思います。

ただ、私が今申し上げたのは、戒めのためというのは、私はいかがなもんかなというふうに思いましたので発言させていただきました。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 戒めと、若干反省したところもありますけれども、この職員等の処分に関する指針の中に、そういう処分する場合はそういう言葉を使ってあるものですから、それを応用したところでもございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） いろいろ質疑で行われておりますが、今回の不祥事が合併して3回目と、3人目ということの、そして、懲罰処分検討委員会での処罰という形で提案をされております。

基本的なことをちょっとお聞きをしますが、この懲罰処分検討委員会の体制ですね、どういうメンバーでやられているかということ、基本的なことでお聞きをしたい。

それから、この議会ではこの提案以外には厳重注意とかもいろいろ質疑の中で出ておりますけれども、そういった内容が出ておりませんので、全体的にどういう処分が何人、名前は結構ですので、どういう位置にいる人が処分を受けたかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 懲罰委員会のメンバーがだれかということでございますけれども、メンバーを申し上げます。

教育長、それから会計管理者、総務課長、それから総合支所長、それに私です。以上の5名でございます。職員の処分については、総務課長のほうから。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 今回の処分の該当者ですけど、戒告が3名、厳重注意が2名でございます。

戒告のほうは会計管理者と特別養護老人ホームの施設長、それから総務課長です。厳重注意が、特別養護老人ホームの参事と会計室の参事2名が厳重注意でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほどから出てますが、嚴重注意というのが2人ですね、参事で。これは直接その不祥事を起こした人の上司ではないというふうに、隣で仕事をしているだけの職員だけだというふうに思いますので、やっぱりこういう嚴重注意というのは厳しすぎるというふうに私も思います。

それで、もう1点問題があると思いますのは、懲罰処分検討委員会が今5名ほど答弁がありました。私はこの懲罰検討委員会は、職員が職員を罰するというふうになっておりますので、これは改めるべきじゃないかというふうに思います。やっぱり町民の方を懲罰処分検討委員会に入れて、そして、客観的にものごとを見て、処分する職員の状況もよく判断しながら処分するということが私は大事じゃないかと思います。そうしないと、やっぱり先ほど出てましたけれども、町長と副町長の処分のこの内容が、これで妥当なのかどうかということも、はっきり言ってよく見えません。ですから、やっぱり客観的に町民の方が見て、第三者的に判断するということが私は大事じゃないかと。

そうしないと、こんなに3回もこういう不祥事が起きてますので、4回、5回というふうにごんごんエスカレートして起きた場合、やっぱり今の体制じゃ駄目だというふうに私は思います。その点についてどういうふうに思われるかお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） いろいろと今回の処分に関して御意見を賜っておるわけでございますが、これらのことに関して第三者からということになりますと、これはやはりいろんな問題が、基準というか、どこにどがんで、やはりそこらへんの大変な難しい問題が生じてくると思いますので、このことに関してはやはり現状、県あたりの指導、意見を聞きながら行っておるわけでございますので、そういうふうで現況で今後どういうふうに進んでいくか、他の市町の、また他県のそういう事例、そうしたことを考えながら判断をさせていただきたいと思います。

要は、やはり隣におっただけとかいうことじゃなくて、先ほど申し上げましたように、職員全体の全体責任だというような思いの中で、そして、やはり同僚責任というようなことで、同じ部屋におったと、そういう責任、そうすることによって職員が本当にこういうことはあっちゃいかんなど、お互い牽制し合う、厳しいけれども、ある意味では疑い、厳しくチェックし合わなきゃいかんなどというような意識が高まるんじゃないかというふうに思っておりますので、今回の処分、そしてまた私どもの条例改定について、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 町長の答弁ありましたが、私はやっぱり、普通の職員が参事と言われる立場で嚴重注意を受けるということは、これは避けるべきだというふうに思います。やっぱり同じ職場の中で仕事を何してるかということで、一つ一つチェックしたりするという時間は、そもそも職員にはないと思うんですね。それぞれの自分の仕事がありますし。

ですから、そういう上からの目線で私は見るべきじゃないのかというふうに思います。そういう面で、懲罰処分検討委員会が、町長は入ってませんけれども、副町長とそれから総務課長が当事者として入ってるわけですね。こういう当事者が果たして冷静な判断が下せるかという、そうはならないんじゃないかと。やっぱり私情も入りますし、自分への処分というふうになれば甘くもなりますし、辛くもなるかもしれませんけれども、人によって違うかもしれませんけれども、やっぱり客観的にものごとを見て、客観的に判断をして、二度と起こさないように、不祥事が起こらないようにしていくということが、今本当に3回の不祥事を経て大事じゃないかなというふうに思います。

県からの指導があるというふうにありますけれども、それは指導は指導、意見は意見として聞いた上で、町民の中で客観的な人たちで検討していくということが私は大事だというふうに思います。その点でもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今の意見として伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑秀一君） 4番古閑です。先ほど来、質疑が行われておりますけれども、職員の処分に関しては、やっぱり数名の方が指摘がっておりますように、私の思いと一緒になんだと今思っておるところでございます。

先ほど、副町長のほうから、今の段階での処分であるから理解を願うというようなことございますけれども、全容がそうであれば、全容が明らかになった場合、再度判断をされて、また、減給なりに関しまして提案をされるのか。また、職員に関してもまた考えられるのか。伺い方によれば、今回はこれだけなのでまあ理解を願いたいというふうに受け取られても仕方ない発言であると思いますので伺いをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 若干私の舌足らずでそのように受け止められたかもしれませんが、残りの分がまだあります。どういう方法で調査を依頼するのか、まだはっきりしたところは分かりませんが、その段階で、はっきりした段階で、はけ口がどこかに飛び火するかもしれません。そういうことを想定しながら、今の段階、1件はなくしたと。それから1件は11カ月ほど手元に置いておいたということによる処分ですので、あと残っている部分の中で進行していく中で、やはりどこかに、だれかにいくやもしれない、そういう思いがありますので、先ほどのような答弁をしたわけでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、4番です。今の副町長の答弁では、結局、はっきりおっしゃって

いただきたいんですけど、再度そういうことで確認して判断をして、また処分なり提案をされるということですか。はっきり申し上げます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回、先ほど報告いたし、総務課長、そして御提案いたしております。このことはこのこととして、今後また更に全容が明らかになり、やはり懲罰委員会を開き、そのことに関する検討をする必要があるということであれば、私のほうから懲罰委員会の開催を要求いたします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第51号 和水町振興計画審議会条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、議案第51号「和水町振興計画審議会条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 和水町消防団条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、議案第52号「和水町消防団条例の一部改正について」を議題

とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号 和水町防災会議条例の一部改正について

○議長(多賀勝丸君) 日程第5、議案第53号「和水町防災会議条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) この議案の改正前が、防災会議の委員ですかね、区長のうちから町長が任命する者7名以内ということから、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者9人以内というふうに改正されるわけですが、この改正によってどういうふうになるのかお聞きをしたいと思います。

○議長(多賀勝丸君)

総務課長 今村裕司君

○総務課長(今村裕司君) 災害対策基本法の一部改正に伴いまして改正するところでございますけど、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者9人以内と改正しております。この内容としてみても、広く自主防災組織の代表者等や、大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどNPO、女性、高齢者、障がい者団体等の代表者等を想定して人数を増やしておるところですけど、今は7名なんですけど、ここに学識経験者等も入れて委員を構成するということですので、内容的に極端には変わらないんですけど、人数が学識経験者等を入れるだけでございます。以上です。

○議長(多賀勝丸君)

12番 笹淵賢吾君

○12番(笹淵賢吾君) すべてこれまでは区長さん7名以内ということだと思いますが、今の答弁のように、いろんな階層の方が入られるということであれば、それをなぜそういうふうに切り替えていくのか。ある意味では防災関係では、区長さんたちが全地域にいるということで、そのいろんな地域の要望、要求とかも含めての意見が出てたかというふうに思いますが、そういうの

ではなくて、今度、学識経験者を含んだ形でのメンバーの入替えというふうになりますと、それが、そのねらいというのは一体、目的は何なのかという、もう少し詳しく答弁いただきたいと思
います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 9名の中には区長さん、代表区長さんあたり7名を含むということ
で、以前、区長さん、「区長のうちから」という表現を「自主防災組織」という表現に変えてお
りますので、自主防災組織を構成する者は改正前、というか前代では「区長のうちから」という
表現と同等と考えて、文言だけを変えておりますので、区長さんはそのまま一緒にこの委員の中
に入られるということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。11時より再開いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第54号 平成24年度和水町一般会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第54号「平成24年度和水町一般会計補正予算（第2
号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 蒲地恭一君

○1番（蒲地恭一君） 14ページの農林水産業費の14番の戸別所得補償、人・農地プラン事業費
ですね、この300万とありますけども、上程された初日にお聞きしましたけども、4名というこ
とでしたけど、これは当初150万だったと思いますけれども、75万になって、今度次年後にどう
なるのかと。

また、三加和地区・菊水地区があると思いますけれども、その詳細についてお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） ただ今の質問で、青年就農基金の当初が150万ということで、今回75万という、なぜこういうことを上げてなのかということの御質問ですけれども、今回、この事業につきましては、前期と後期と分かれておまして、今回申請する分については後期ということで、75万申請するというようにしております。また改めて次年度で残りの分はまた申請という形で、全額1年当たりの150万という形になります。

それから、三加和と菊水地区の内容ということですが、一応、内容につきましては、今回、青年就農基金は全体で4名ということで申請しております。その中の三加和地区と菊水地区につきましては、ちょっとこちらに今資料がございませんので、また後で説明させていただきます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲地恭一君

○1 番（蒲地恭一君） これは単年度じゃなくて、確か3年くらいだったと思いますけども、5年だったですか、5年に従い、なんか前期・後期ということで、なら申請を10回するわけですかね。よろしいですか。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 一応、この事業につきましては、最高5年になっております。その希望に、希望といいますかその要件によって何年かということが決まりますので、それに従って、今のところ前期・後期ということに分かれておりますので、一応、年に150万という形で申請するような形を考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲地恭一君

○1 番（蒲地恭一君） これについては、新規就農者の皆さんとか後継者の皆さんに、分かりやすく知らしめていただいて、これは本当にいい事業だなと思ってます。うちは後継者不足と日ごろから私も申しますけれども、後継者も不足していますし、後継者の高齢化も進んでおりますので、こういうことができることによって、うちの町の農業がより発展できますようにと思っていますので、今申しましたとおりに、よかったら皆さんに分かりやすく理解してもらって、利用してもらいをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） この事業につきましては、今言われましたとおり、いろいろ皆様方に分かりやすく説明したいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 確認のためこれは質問いたします。ページ15ページの消防施設費の239万4,000円についてでございますが、これは県道大牟田植木線にかかる防火用水移転費用ということでございましたが、この前の説明によりますと、不足分については町が補償するというような話があっておりましたけれども、このほかにも事業費は嵩むのかどうか、その点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 消防施設費の工事請負費239万4,000円ですけど、小山議員さんが申されたように、防火水槽の移転費用でございます。ほかに予定している防火水槽もございまして、その入札残等で不足分は補う予定であります。県からも239万4,000円、補償金として入ってきますので、同じ金額を歳入にも計上しているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の答弁では、入札残で一応あとは賄いたいというような説明でございましたが、この全体、防火用水の全体計画はもう当然できてると思いますけれども、総額幾らかかるのかちょっとお尋ねします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 24年度の全体の計画でございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ちょっと資料を持ち合わせてませんので、後ほどまた調べてお知らせしたいと思います。大体、今回のこの部分に対しては、380万程度かかりはしないかということで、今、設計をしているところでございます。まだはっきりした設計書ができてませんので、この分の金額は分かりませんので、大体それくらいじゃないかということでみております。

24年度の全体の予定については、後ほどまた報告いたします。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 建設課長に聞いたほうがいいかなと思いますが、県道改良の場合は、市町村から15%程度ですか、負担金をこれは徴収していると思いますけれども、今回のように工作物の移転につきましては、道路にかかる部分の補償というのは、当然100%補償するのが私は当然だと思いますが、その点はどうなっておりますか。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） この件につきましては、玉名振興局の土木部の用地課長さんとお話

をしまして、補償の100%は難しいということでございました。100%といいますと、先ほど総務課長が言いましたように、防火水槽1基、380万から400万はしますけども、いろいろ県も協議をなされて、この金額でお願いをしたいということです。いろいろ計算式は書いてありましたけども、防火水槽1基の新築になりますので、ちょっとそれは難しいというお話でございました。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 14ページの一番上ですが、環境保全型農業直接支払交付金、耕作放棄地解消緊急対策事業、熊本ふるさと食品フラッシュアップ事業ということで補正してありますが、内容の説明をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 耕作放棄地の解消緊急対策事業ということで、3万1,000円あげております。これは県の単独補助事業でございます。耕作放棄地を農地へ復元したもののへの補助金を交付するというところでございます。自己所有地以外は10アール当たり3万円、自己保有地は10アール当たり2万円ということになっております。

内容ですけども、一応、耕作放棄地のこの事業に採択された場合は、原則として3年間は耕作するというところでございます。今回の補正につきましては、補正前に1,000円上げておりましたので、今回、補正額の3万1,000円を足しまして、全体的には3万2,000円の事業費ということで、内容的には1件ということでございます。以上です。

それから、環境保全型農業直接支払交付金ということでございますけれども、事業の内容につきましては、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、10アール当たり8,000円を交付するという事業でございます。内訳といたしましては、国が4,000円、県が2,000円、町が2,000円ということになっております。それから、国からの交付金につきましては、直接農業者へ支払えるようになっております。そのほかのやつの県と町につきましては、農業者へ交付金ということで支払うようにしております。

内容的には、全体で429ヘクタールございまして、その4,000円ということで、10アール当たり4,000円ということで、17万2,000円ということになります。補正前に1,000円上げておりましたので、今回の補正額の17万1,000円足しまして17万2,000円ということでございます。

それから、熊本ふるさと食品フラッシュアップ事業の15万円ですけども、これにつきましては、農業者が組織する農産加工グループ等が、機械導入が進まないために生産加工販売の一体的な取り組みができずに、一次加工品が製造できない団体を対象にして、必要な推進活動及び加工機械の整備等に必要経費を補助するというソフト事業でございます。補助事業につきましては、2分の1の補助事業でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 3点ほどお尋ねいたします。これは会計管理者だと思いますが、いつも

起債が出ます。臨時対策債が今度も出ております。これはもう初歩的な何ですが、一応、銀行、JAあたりから借入れをされると思います。現在、どれぐらいの利息で借入れが最近あっているのか、そこらへんについてお尋ねをしたいと思います。

それから、13ページの介護予防拠点整備補助金ですが、これは公民館の16カ所と聞いておりますが、昨年度からこの事業にのっとり、公民館の整備ができてきているような気がいたしますが、これは県の予算でずっと続いていくのか、そこらへんの見通し。それと、その中身について、この前、私の部落で敬老会がございました。大変暑い暑いということで、扇風機はありますが、エアコン、これができるだろうかという話でありました。これは区長さんと話したところでは、そういうのは助成金の対象にはなっていないということでございましたので、これも合わせて質問したいと思います。

それから、14ページの和水平西部地区県営事業負担金の1,400万、負担金のこれは追加というような話でございますので、これが最初、当初幾らぐらいの事業で進んでいっているのか、場所は三加和の大田黒かどこかと思いますが、そこらへんについて質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 借入れの利率ですけど、ちょっと利率のほうの資料を持ちませんので、後ほどお知らせしたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の御質問で、23年度分ということでしたが、23年度が菊水地区は11地区、三加和地域が6地区ということで、合計の1,700万円の拠点整備事業を行っております。あと、この今年分につきましては、8地区、菊水圏域が8地区、三加和圏域が8地区ということでの今回の補正の部分でございます。

あと、県の助成がいつまで続くかということですが、本来は23年度までで基金のほうが終わるということでの設定でございましたけども、その部分が少し余ったということで、本年24年度まで認めますということとなっております。この基金がなくなり次第終わりということですので、今年度で一応終わりということは聞いております。

あと、備品の購入という部分ですが、一応、備品は対象外ということでよろしくお願ひしときます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 和水平西部地区県営事業の負担金ということでお尋ねでございます。

和水平西部地区につきましては、23年度に繰越ということでやっております。今年度は本来、事業費はありませんでした。今回、事業費として1億4,000万、これの10%の1,400万を今回負担金ということで計上させていただきました。

現在、大平矢部谷、それから大田黒、この地区は入札も終わっております。事業、工事自体が

稲がとり上がってからするということで、地元との今説明会等も開いて説明しております。それから、永浦地区については、もう現在、施工済みです。それから鶴田和仁淵も一応もう契約は終わっておりますので、先ほど、大田黒地区、大平矢部谷地区同様、とりわき後に工事を着工するというで伺っております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 公民館の件につきましては、分かりましたが、これは昨年度から私が県のほうにお尋ねしまして、こういう資金があるということで去年から出ました。大変ためになっているところから喜んでいただいております。

それから、今の基盤整備の件が、これは大体の面積がどれぐらいまだ、旧菊水においてはほとんど基盤整備は終わって、土地改良はなくなっているわけでございますが、三加和のほうはまだ今の1億4,000万がどのぐらいの面積があるのか、それから、まだどれぐらいあとが残っているのか、ここらへんについて答弁をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 西部地区につきましては、整備面積としては、大田黒が16.4ヘクタール、それから、大平矢部谷が17.7ヘクタール、鶴田和仁淵が2.2ヘクタール、永浦地区が2.8ヘクタール、竹本地区が4.4ヘクタール、小田地区が4.9ヘクタールというところで計画をしております。

現在、23年度は大田黒地区については5.7ヘクタール、大平矢部谷地区につきましては、3.4ヘクタールを施工して事業が終わっております。それから、本年度が大田黒地区が6ヘクタール、大平矢部谷地区が7.8ヘクタール、鶴田和仁淵地区が1.8ヘクタール、それから永浦地区が1ヘクタールということで今年度やる予定です。25年度以降につきましては、この予算のつき具合でこの面積が変わってくると思っております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず1点目が12ページの一般管理費の中での顧問弁護士の委託料でございますけれども、この委託料については、先ほど来から説明あっておりますけれども、この委託料の160万円についての整合性といいますか、どういう取決めなのか。ただその、弁護士との要するに取決めの中での金銭なのか。それと、これが比例報酬の手付金なのか、そのへんもお伺いをしたいというふうに思います。

それともう1点は、15ページでございますけれども、文化財保護費の中での使用料及び賃借料156万円上がっておりますが、これが単年度で終わるものなのか、継続してこれが出てくるものなのかを。それと、どの部分での借上料なのか、そのへんまでちょっとよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 弁護士の委託料ですけど、160万を今回補正していますけど、一応、顧問弁護士さんのほうに見積書をいただいて、通常の価格で着手金とか報酬金ですか、結果最後に出たときは幾らですよという見積もりをいただいて、その金額を今、着手金の部分を計上しているところでございます。

先ほど申しましたように、不服申立てに関する答弁書とか告訴状の作成にかかる費用で125万を上げています。それから、不当利得返還請求訴訟に対する答弁書及びその口頭弁論があったときに代理出席していただく経費として35万を計上しておりまして、取決めというか、弁護士さん同士の取決めがあって、単価はこれだけですよということを見積もりをいただいて、その金額を計上しているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 15ページの文化財保護費の中の使用料及び賃借料についてですけども、先ほど事業課長のほうからも説明がありましたように、和水西部地区の中の小田校区、田中城の東側に当たりますけれども、平成26年度から圃場整備の実施が決定いたしましたので、それに伴いまして、この前一般質問でもお答えしましたように、今年度、試掘調査を行います。それと、来年度が本調査ということで予定しておりまして、その中の借上料については、重機等の借上料ということで、1回6万の20数回を予算として補正として計上しているところございまして、来年度、本調査になりましたら、また重機借上料等も必要になってくるかなと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） まず文化財のほうから先に。これは面積的にはどれくらいございますか。それと、もう3回しかできませんので、弁護士費用について、今、125万円が着手金というような形ということでございますが、今後予想される、単純に弁護士とのその打合せはしてあると思うので、これは125万というのは、今、損害が発生している部分についての弁護費用だろうというふうに思います。今後明らかになった場合の費用については、比例報酬の中でかなり出てくると思うんですが、そのへんはどういうふうに見方をされておるのか。ただ、これに携わって、当然、ある程度の弁護士等のすり合わせがあると思うんですが、必ず勝ちますよというような話も聞こえてまいりますけども、やはりこれは、当初、私たちが懸念しておったような被害額の算定が確定しないまま相手方からの損害金というような形で受領したと。そのへんも弁護士としての見解がどういうふうにあったのかもお聞きをしたいというふうに思いますので、まずその2点からよろしくをお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 先ほど、発掘調査の面積ということですが、和水西部の圃場整備の面積としては、4.9ヘクタールということですのでしております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、一応、着手金という形で計上しています。この後、結果が出まして、最終的には報酬金ということも出てくるかと思えますけど、報酬金のほうも、今のところ当初の見積もりでは同じ金額ぐらいを上げていらっしゃると思います。弁護士さんの見解としましては、申し上げてに対しては、大丈夫だろうということです。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 着手金は125万円、それに比例報酬がまた100万ぐらいかかるということですが、先ほど私が聞いたのは、125万の根拠が被害額に対しての額なのか、弁護士費用というのは、意外とそういう部分がありますので、125万が町が損害として認めた額と弁護士さんが確認をした金額と違いますか、被害額がこれに準ずるものなのか。

それと、その弁護士さんとのやりとりの中で、これは大体どれくらいの期間が必要なのかということと、最終的に大丈夫ですよということでございますけれども、本当にそのへんがきちっとして、担当課、総務課長あたりが話をしたときに、やっぱり危機感をもって弁護士とはきちっと話をしていないと、あやふやな事項になって、確かに弁護士さんも人間でございますので、相手も弁護士として地位を持つわけですから、受ける側、また提訴する側と、非常に同じ弁護士の中でも、やはりこういった地位的なことがありますので、やっぱりプライドもあると思います。だから、安易にそういう形じゃなくて、慎重、慎重にことを進めていってやっていただきたいと思います。もう3回でございますからこれで終わりますけど、よろしく願います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） ただ今の質問にお答えします。

まず、不服申立書に関する弁護士さんの費用については、もう定額の金額でございます。不当利得返還請求に対しての答弁書の作成とか代理出席等に関しては、その返還請求額に対しての何パーセントでお願いしたいということで申し受けてますので、その金額を計上しています。

期間は当初は半年ぐらいは、申立てに対しては弁護士さんのほうから半年ぐらいはかかるでしょうということでした。ただ、弁護士さんのほうに告訴のほうも考えていますということをお話した段階では、告訴をして、警察が正式に告訴状を受理して、それから捜査をして、警察のほうで判断が出た後じゃないと不服申立書の結論も出ないのじゃないかというところも聞きましたので、その刑事告訴を準備している、お願いしているところなんですけど、その判断にもより、不服申立てのほうも期間が延びてくるのじゃないかと今思っております。

そのへんは弁護士さんと直接、答弁書等についてはメールでやりとりしながら、確認しながら、

慎重に行っているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 杉村議員の質問に関連して質問いたします。

14の借上料の件ですが、150万の説明はただ今聞きましたが、平成24年、本年度が試掘調査と。そして、来年が本調査という説明がありましたが、前回やったのは試掘調査ではなかったのですかね、この1、2年前やった調査は。それが1点。

それから、圃場整備面積は4.9ヘクタールということですがけれども、その領域全体を調査するのか、そのへんもう少し具体的に説明をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 前回は平成21年度に、県のほうから試掘調査が行われております。そのときにはいろいろ遺構等が発見されておまして、圃場整備前にはもう一遍本格的な調査が必要ということで、今年度、試掘調査、それから、来年度が本調査ということになってまいります。

それから、試掘調査につきましては、やはり圃場整備の計画地のポイントポイントを何箇所かを発掘調査というようなことになってまいりまして、来年度が本格的な調査ということで、来年度はもう稲等の作付けもできないということで、地元の方々には御理解をいただいているところです。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の説明によりますと、前回の試掘調査は県がやったと。しかし、県がやった試掘調査ですから、もう同じような試掘を再びやる必要はないと私は思いますが、これは予算の無駄遣いじゃないですか。また新たに試掘調査を今年やるということになるんですけども、もうポイントポイントは県が押さえとっと思うわけですよ、試掘で。それをまたなぜその試掘調査をやらにゃんかということですけどお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） この圃場整備については、和仁地区の方々との説明会も何度もやっておりますけれども、その場に県の文化課のほうも一緒に同席しておまして、やはりその県との協議の中で、そういうのが必要ということで進めてまいっております。以上です。

試掘面積は先ほど言いました4.9ヘクタールの中のポイントポイントということでございます。試掘調査についてはですね。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） そのときの試掘調査の報告もちょっと私たち議会のほうでは受けており

ませんでした。どういったその遺構が出たのか、それであえて本調査をしなきゃならないと、その理由です。だから、そのへんあたりが具体的に説明があつとれば、その21年、22年に行われた試掘調査の状況も分かりますが、今度はまた試掘調査をしてまた本調査をやると。そのへんのいきさつが全然分からないわけですよ。だからあえて質問しているわけです。同じような試掘を何べんもする必要はないじゃないかというようなことになるわけですよ。

だから、ちゃんとそれ終わった時点で報告はしていただきたいと思うわけですよ、予算を執行しておるわけですから。その点、課長、お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 今、試掘調査の件ですけど、今回するのは、圃場整備において排水路とかそういう掘削する地点を重点的にするという事で考えております。その箇所を一応試掘ということですので、前回の試掘調査とは多少場所が違ってくるということですので。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。13ページの国民年金事務費で46万5,000円ほど補正に上がっております。この中身じゃなくて、国民年金全体でよく新聞あたりで、非常に収納率が国民全体が悪くなるとという報道がっておりますが、我が町の町民各位のこの収納率の状況をですね、老後、非常に高齢化率が高い町ですので、そこらへんがどういう状態かをお伺いします。

それと、12ページの財産管理費で、土地購入費で1,150万ほど上がっておりますけど、菊水の里裏とか立木補償とからしいんですが、そこらへんを詳しい説明。

それともう一つ、すぐすぐ上に、積立金で財政調整基金積立金、2億円ってあるんですよ。これは最初、歳入のほうである地方交付税の2億3,989万7,000円に付随するものかと思うんですが、これは私も結構いっとるんですけど、地方交付税の改正によりまして、振興計画あたりはつくる必要、また議会に報告する義務もないという時代です。議員も一般質問でいろいろ提言とかしております。また、役場職員さんも結構優秀な職員さんがいらっしゃいますので、なんにかんもすぐ貯金って入れるばかりじゃいかんと思うとですよ。やはり、非常にこう、町民サービスするのは役場しかありませんので、そこらへんの検討する機会、ただもう交付金がきたからすぐ2億円貯金しますっていう時代じゃないと思うとですよ。本当にいろいろと町民のためにできるようなこと、使うこと。特に、言葉は悪いですけど、和水町の財布のひもを握ってるのは町長です。そこらへんでもうちょっと活動していただきたいし、また要である、先ほどから出ております総務課長を中心に、そこらへんの検討会もしていただきたいというふうに考えます。

それと、もう1点あるんですけど、顧問弁護士委託料で今2番議員からも出とったんですけど、金額の不確定とかいろいろあると思うんですよ。これ私、よく知らないから聞けることかもしれないんですけど、弁護士さんに云々する前に、本当は当事者からのきちんとした聞き取り、その職場関係の職員さんへの聞き取り、その関係する金融機関への聞き取りとか、いろんな聞き取りあ

たり、調査がきちんとできんままに解雇をしてしまった、そういう実態があるからこういうことになってしまったんじゃないかなって、ちょっと先ほどの質問と答弁を聞きよって思ったんですけど、やっぱりそこらへんのきちんと、なんか言葉は悪いけど人為的なミスもあるのかなという気もせんでもないんですよ。

だって、確定もしないお金を親から預かる、預かるという言葉が適当なのか、いただくっていうのか知らんですけど、そこらへんのやっぱりやり方っていうのが出とるんじゃないのかなというふうに考えますが、まず最初の答弁をお待ちしております。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 杉本議員の質問にお答えいたします。

まず、国民年金の被保険者数ですけれども、平成23年度末で2,123名、それから、23年度の納付率ですけれども、70.6%、これは直近3年間ぐらいであまり納付率は横ばいの状態となっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 二つ目の質問の土地購入費の1,153万1,000円についてでございますけど、現在、菊水の里の奥に町有地が3筆で7,546平米ございます。これが今、かなり下のほうで奥まっておりますので、その町有地を今後有効活用するためにはどうしたらいいかということで、いろいろ検討した中で、土地の横のレンガ住宅もございますし、反対、その町有地が低くなっておりますので、ある程度上げた方がいいんじゃないかということになりまして、地を上げていくためには、反対側の民有地の山林等がございますので、そのへんも町のほうで購入すれば、かなり高くまで埋立てができるんじゃないかということで、その山林の土地の面積が1万1,532平米ございまして、筆数で23筆ございます。一応その山林の中に立ってる立木の補償としまして、立木を約600本ほど計上して、一応、土地購入費で1,153万2,000円、補償費で180万を計上しているところでございます。

次の質問の財政調整基金に今回2億円を積み立てておりますけど、積み立ててばかりではなく、町民のために使ったらどうかという御意見でございますけど、今、交付税のほうも31億と24年度が普通交付税のほうも確定しましたけど、この普通交付税も28年度からもう一本算定というか、合併10年を迎えますので、28年度から普通交付税のほうも減ってくるようになっております。そのために、別に合併振興基金というのでも積み立ててはおりますけど、今回、交付税が2億3,000万の増加になりましたので、なるだけ財政をよくする、今後いろんな事業等に使えるような基金に積み立てとった方がいいんじゃないかということで、今回は財政調整基金のほうに2億円を積み立てている状況です。

三つ目の質問なんですけど、顧問弁護士料の件について、まだ調査と聞き取りなんかは、もっと調査をして、処分とか、弁護士さんのほうにお願いしたらということの質問と思っておりますけど、一応、私たちができる範囲の中で、本人等にも聞き取りを行い、できる範囲の中で資料等も出し

て、一応そのへんで処分等もしております。私たちが調査ができない分がございますので、そのへんも含めて今、警察のほうに告訴のほうで御相談をしている状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） それぞれ答弁をいただきました。

まず、国民年金が70%ほどの収納率ということなんですが、非常に国民年金が我が町は多いと思いますので、今後のことを考えますと、今、払いたくても払えない人もいらっしゃるかと思いますが、そこらへんの督促というのかな、そこらへんの状況をお伺いいたします。

それと、土地購入費の件は、埋立てというのが、今、地上げという言葉があったんですけど、その泥があるのかないのか。上のグラウンド整備のほうもありますので、予定の泥があるのかないのかお伺いいたします。

それと、先ほど、総務課長のほうから、その財政調整基金については説明があったんですけど、執行部の課長としては、やはりああいう答弁になるかと思うんですね。そう思いまして、私はあくまで政治的判断ができる町長に、財布のひもを握っておられる町長としてのお考えはという意味で再度お聞きいたします。

弁護士、その費用の件は、自分らのできる範囲ということだったけど、できる範囲でされたのが、結局、こういうお互いが弁護士をつけて、お互いが裁判をうつという状態になってるのは事実なんですよ。また別個に公平委員会もいますね。もう少し事前の、今更遅いかもしれんけど、何か足らなかつたんじゃないのかなど。事前に、そこらへんのお考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 御質問にお答えします。

払いたくても払えないという指摘でございますけれども、国民年金には免除申請がございます。法定免除とか全額免除、申請免除の4分の3免除、それから半額免除という免除がございます。23年度末で免除の申請出された方が617名、免除を率にしますと36.9%になりますけれども、役場のほうに来られて、その申請を出されて、役場から今度は日本年金機構の玉名年金事務所にその移動報告書を送達しております。なかなか払いたくても払えないという方が役場に来られますけれども、町としてはその申請を受け付けて、年金事務所に送達している状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 先ほど、土地の購入にかかわるところで、総務課長のほうから踏み上げていくというようなお話の中で、議員のほうから、その土砂等については目星はつけているのかというようなお尋ねでした。過日、9月の上旬に、ここにおられる建設課長と私と、私どもの補佐と3名で国土交通省の山鹿にあります河川事務所のほうで、いわゆる菊池川の改修に伴う

土砂掘削の計画があらわれるようで、その中で、流域の菊池市さん、山鹿市さん、我が町と玉名市、それから旧植木も関連するというようなことで、熊本市からそれぞれお呼び掛けに対してお呼び掛けがありまして、そのときに会議に行つてまいりました。私どもの和水町としても、もちろん今、統合の小・中学校の跡地にも、あちらこちらから土砂等をもらってきておりますけれども、そのことも申し上げますとともに、この今度、今、土地の購入費を上げるところについても、一応情報としてお伝えしております。今後、いろんな購入ができて、事務等の手続等をやり、造成するときには、また具体的にお話にまいりますということを伝えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 積立てを2億円お願いしておるわけですが、これは普通交付税が確定いたしました2億4,000万、約そのお金の2億を今回財政調整基金に積み立てるものでございます。今後、そうじゃなくて住民サービスにひとつ注いだらどうかということでございます。気持ちは全くそのとおりでございます。今、合併7年、そして10年超えますと、やはり交付金算定がなされますので、その5カ年において約5億から12億、そこらへの数字的な減額になり、15年先には毎年5億ぐらいの減になる、そういうふうな見込みをいたしておりますので、とりあえずその5年に関しては、今、合併地域振興基金ということで、それに対応するために現在、4億の積立て、今年また2億、2億、2億ということで、10億準備をいたしておるわけでございます。

よって、今後、今日の国の政策の中で、今後どういうふうな財政状況が考えていかないか、十分そこらへんを考えながら、そして、住民サービスに心がけてまいりたいと思っております。

現に事業をしぼっておるわけじゃございません。やはり、まちづくり振興計画に基づいて、計画に沿ってそれなりの事業、インフラ事業はできておるものと認識いたしております。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 今回の処分の中で、事前に何か方法はなかったかの質問のところでございますが、なかなかこういうのを私たちもやり方が分からない部分がございます、まずはその顧問弁護士がいらっしゃいますので、そちらのほうに御相談ということで、その方法とか思いつかなかったもんですから、すぐにもう弁護士さんのほうに御相談して、ことを進めている状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 3回目の質問となりますので。

まず国民年金のほうですけど、先ほどは払えない人に対して言いましたけど、今度は払わない人に対してはどのような対応をされているのかをお伺いします。

それと私、財政調整基金に入れるのに、議員ですから反対とか言ってるんじゃないんですよ、もっと今のうちに有効活用、何で下のほうに土地購入費のところも引っかけて言うたかといいま

すと、事前に町長が当選されたときに、1回町長室に行って私言ったことを思い出しまして、思い切ってインター近辺、大きな定住促進に持って意けば、非常に町の発展につながるし、地域振興、いろんな意味にていいだろう。その代わり条件が、都会の人は公共下水道があって当たり前という認識です。だからその財政調整基金も引っかけたつもりであります。それは、公共下水道は一つの例です。

正直な話、国民健康保険税も非常に苦しい状況です。そこらへんに町長の判断で回して、したらやはり、坂梨町長は頑張んなはったですよとかいろいろあるじゃないですか。だけん、やっぱりそこらへんは町長の決断だと思うんですよね。ほかにもいろんなお金の使い道もあるし、実際言われたように、金を残すというのも大事です。だけど、そこらへんは難しい判断か、それとももうお決めになっているのか分かりませんが、そこらへんを含めて答弁をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今の杉本議員さんのおっしゃったことを心して、今後、町のいろんなもろもろの執行に当たってまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 杉本議員の御質問にお答えします。

払わない人、これはですね、全部日本年金機構の年金事務所から加入促進とかそういう方面でやっておられます。町としては、住民の方からその届出とかそういう方面で、役場のほうは事務処理をしておりますので、その事務の処理しまして、それも年金事務所に送達している状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 先ほど、10番議員の質問されたのを私も言おうと思っておりました。そういうことで、この件について質問をしますが、財政調整基金に積立金ということで2億円、それから、北部災害の見舞金、給付金としまして100万、これはもう100万円というのは、本当に我が町としても当然、これは困ったところには、郡の町長、議長が相談されて提案がありました。それにはもう大賛成でございます。それから、3月11日のときには1,000万、よそよりも早く、いち早く寄附をしたということでございます。

また、財政調整基金について私なりの意見を申し上げたいと思いますが、我が町の今基金は、財政調整基金から災害対策基金までいろいろあります。土地開発基金とかふるさと水と土地、10ぐらいあります。この中で、私の記憶では、合併した当時は、いつも言いますように29億円だと思います。現在66億2,800万、まだ2億円積みますと68億円ということで、私は本当にしっかり基金を積んで、県下でも有数の財政を・・・っておられるということには敬意を表しますが、私ももう少し町民サービスの面からも、これだけ貯まっておりますので、少子化関係には手厚く保護してあります。妊産婦健診から乳幼児、治療代の高校生までやっておられます。

そういうことで、今まで日本の経済を支えてこられた高齢者の方に、何かそういうことで、2年前ですか、2年前は長寿祝い金ということで5,000円のあれがどこもあったようでございます。そういうことも含めまして、何かよければもう少しやっぱり町民サービスの方向に、ひとつ方向を少しぐらいは気遣ってもらいたいと思っております。

それから、この基金は財政調整基金に積立てということでございますが、先ほどありましたように、定住促進ということで、住宅、団地を造成するというところでございますので、土地開発基金とか災害対策基金とか、災害対策基金は4,000万、本年度だったですか、積んであるわけでございます。そういうこの積立ての科目がもう少し土地開発基金とか災害対策基金とか、そこらへんに積んだほうがよいのではなかろうかと思っております、一応質問するわけでございます。

そういうことで、1点はこの、恐らくまた年度末になりますと基金が何億か積んでくるというような感じになるかと思っております。それから、昨年度あたりの基金の積立てを見てみますと、8億4,000万ぐらい積んであるかと思っております。そういうことで、災害基金のほうには積んで、町民が安心するよというよなことで積んであります。これを少し町民サービスに向けるような政策を、振興計画は振興計画ですが、そこらへんを十分町民サービスに皆さん方の英知を結集して、少しでも回していったほうがいいのではなかろうかということで、町長の見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 杉本議員さんに続いて、また思いを今意見をいただきました。24年度の決算、23年の決算においても、実質収支比率、いうならば、適切じゃなく、逆に多く繰越をしておるような状況でありますので、またそういう余剰的な贅沢な決算の状況を見ておるようなことでもございます。よって、まず町民の方々が本当に和水平町において心から豊かに感じていただく、それから、本当に和水平町において幸せだなというふうに思っていていただく、そうしたこともやはり住民サービスの一つではないかなと思っております。よって、金を使って健全財政、そうしたことに今後心がけ、努めてまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 総務課長に先ほど申し上げましたように、この基金の積み立てる場合です、土地開発基金でございます。災害対策基金もあります。財調はもちろんでございます。それから、公共施設整備基金、いろいろありますが、そこらへんをもう少し考えたような積立てをどう考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 杉村議員の御質問にお答えします。

今回、財政調整基金に積み立てておりますけど、土地開発基金、災害対策基金ではどうだったかということだと思いますけど、財政調整基金のほうがあればなんですけど、使いやすいというか、

いろいろな面で使えるということで、財政調整基金のほうにしようかということになったんですね。土地開発基金とか災害対策基金のほうは、災害対策基金は23年度から4,000万ずつ、5年間で2億円を目標にするようになっておりますので、こちらのほうもまた、24年度年度末あたりには出てくるかと思えます。一番基金として使いやすい財政調整基金に積み立てたほうがいいのではないかと判断で財調に積み立てております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 質問が重なりますが、今の財政調整基金、積立金ですね、基金積立金ですが、今回2億円の補正ということで、23年度の決算では21億円になってますから23億円になると。全体としては、23年度の決算で66億2,000万の、すべての基金合わせますと66億2,000万になりますね。

私は、基金を町はどんどん貯め込んで、豊かに一応表面上はなっているような感じがしますが、町民の暮らしを見てみますと、本当に所得が減少して厳しい状況ですね。そして、人口も毎年のように減少している状態ですね。

だから、一つお聞きをしたいのは、一般質問でありましたが、今回の補正では、菊水の里、この裏が土地購入費ということで団地化するような形での方向だろうと思いますが、三加和地区においては、本当に人口も減り方が激しいし、それから、アパートもないということで、町営団地が求められているというふうに思うんですね。2人の議員からも一般質問で求められておりましたけれども、町長の答弁では、前進的な答弁ではなかったというふうに感じました。

そういった意味では、ただ貯めるだけではなくて、やっぱり町民サービスということで、町民の人口を増やすということも含めて、この有効活用する。地方交付税が2億4,000万きたからということで、ただ貯めるだけではなくて、そういった町民の福祉、暮らしの予算に回していくということが私は大事だと思いますけれども、その点についてお聞きをしたい。

それから、顧問弁護士委託料ですね。これは、やっぱり今回の県の人事院に不服申立てと、これは懲戒免職処分に対しての不服申立てが1点だと思いますが、2点目には、これまで本人はその不明金については、全部は関知してないというような形で、しかし、その親のほう、町のほうにも迷惑をかけるだろうかということで持ってこられて、それを町のほうが受け取ったという説明が全協でありましたけれども、そういう受け取ったということで、逆に今回は返還の要求ということになっているわけだと思います。

ですから、この受け取ったことと懲戒免職については、その時点では正しかったのかもしれませんが、返還の要求が出てくるということは、ある意味では考えられることでもあると思うんですね。まだ内容が確定してない状態で受け取ったということでは、この裁判にも大きな内容にかかわってきているというふうに思います。

そういった面で、お金を受け取ったという時点でのそれが正しかったのかどうか、それが問われるかと思えますけど、その点でどういうふうに思われるかお聞きをしたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今回、用地購入、それから立ち木等の補償予算を計上いたしておりますが、それは十分、学校周辺、インター前、そうしたことで国交省からの廃土、有利に事業展開ができる、埋立てができる、そういう思って、今、設計をしながら定住に向けたものにつなげていければなと思って、今、お願いをいたしておるわけでございます。

それから、基金等に関しても、先ほどから再三御意見があっておりますが、住民福祉に関しては、今回、介護予防拠点事業として、昨年から今年にかけてそういう、非常に生活というか、集会所にお寄りいただいて、健康体操等、やりやすいそういうふうな環境事業も今実質やっておるわけでございます。よって、今後においても、更に高齢化が進み、そして、独居老人、そうした方々が多くなってまいりますので、それに関しても、先般質問ございましたように、やはり孤独死を避けるために、そういうネット通信網を整備する、そうしたことに多額の金が予想されますので、しっかりとそこらへん、長期的な財政管理、長期的な施設管理運営、そうしたことをしっかり執行部として協議しながら、そして、議員の方々にお示しし、御理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

会計管理者 徳永宣久君

○会計管理者（徳永宣久君） 今回の不祥事につきましては、5月の30日に特老のほうからそういう未納になつとるとかそういうことがあったものですから、それから調べ始めたわけですが、6月の2日の土曜日に、関係者全部寄りまして、本人から事情を聞いたところです。どうしても午前中、大分本人から話を聞いたんですが、人数も多かった関係で、なかなか本人が本当のことを言わない状況でございました。

その後、休憩をした後、私と総務課長、それから本人と3人で話をしたんですが、その中で、4月分についてはなくしたと。23年の4月分。それから、23年の5月分については、4月分をなくしたんだけど、その報告も何もせずにおったということで、5月分はおろしたけれども、それを今更入ると4月分のことを問われるんじゃないかなろうかということで、本人に言わせると11カ月間所持をしとったと。自宅に保管をしとったという話でございました。

そのようなことで、まず2件についてははっきり認めておりますし、そのほか5件あるんですが、5件については、まだ本人がその時点では認めておりませんし、現在でも認めてない状況かと思えます。

ただ、もうどうしても本人と話しとってもらいがあかないものですから、保護者であるお父さん、お母さんに来てもらって話をしようということで、その後、すぐに来てもらって、総務課長、私、本人と相手のお父さんと4人で話をしたんですが、実際その2件については本人も認めておりますので、お父さんも納得されたんだろうと思いますし、そのほか5件についても、こういうことでなくなっておりますと。未納になっておりますと。

また、その中の5件の中の2件については、データの削除を本人の端末からやっております。それから、1件については減額の調定、マイナスの調定をやって調定額ゼロにしとると。そうい

うことをやっとするものですから、お父さんにもそれをお話しをしたらですね、私のほうから払ってくれと言った事実はありません。お父さんのほうから、それについては私のほうから払いますと、向こうから言われた状況です。それで、お父さんがそれは納得をされたんだらうと。その時点では私はそういうふうに、私も総務課長も感じたところです。

その時点では納得された金ですねという確認をすればよかったです、そこまで納得をされたんだらうということを受け取った状況です。それで3回に分けて500何十万の5件の分も合わせてお金を持ってこられて、合計で700万を超える金額の分を持ってこられた状況です。

その時点でお金を受け取ったことについては、私は間違っていなかったんじゃないかなと思うんですし、その後、納得をしていないけれども私は払いましたということ、処分をした6月13日の午前中だったかと思えますけど、そのころにそういうふうな話が私どものほうにあった状況です。ですから、お金がその時点では入っておりましたので、一応そのままいただいている状況ということで、納得、御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 不明金について、親御さんから受け取ったということでは間違っていなかったという答弁でしたけれども、やっぱりこういうふうに裁判になってきますと、町からの税金投入ということで、こういう形になってきますよね。顧問弁護士料ということで今回160万ということになっておりますけども。

こういうふうに、結局町がそういう形で、どんどん裁判での戦いという形になっていくかと思えますので、そこらへんも含めて、やっぱり慎重に今後はやるべきじゃないかなというふうに思えます。向こうから持ってきたといっても、確定してないということは、こちら側も、町のほうとしても感じてたわけでしょうから、そういう面ではきちっとした対応も必要じゃないかなというふうに思えます。

町長の答弁で、財政調整基金で町営住宅のことも出しましたけれども、それについては触れませんでした。是非、貯めるだけではなくて町民のために、人口増を目指してやっていただきたいと思えますけど、もう一回答弁を求めたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 再度お答えしますけども、町営住宅に関しては、今日の状況を勘案して、基本的にはやるまいというような気持ちを持っております。よって、やはり定住、やはり民間を活用した形の中で、民間がやはりここの地だったら、人口、交流を超える定住に、そういう調査をもって取り組んでいただけるものと思っておりますので、今後は分譲、基本的にまた学校跡地もいっぱい出ます。そうしたことに分譲、また、企業さんの手で、そういう住宅施策を講じていただけるなら私は思っておりますが、今、学校跡地に関してはる検討委員会のほうでしっかりと検討していただいておりますので、その意見を踏まえて取り組み、判断させていただきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 町長の答弁は変わりませんが、三加和地区においては、民間の経営でのアパート運営というのは、これまではあまりないわけですよ、ほとんどが。だから、それが期待できないという状況なんですね。それはやっぱり理解して今後考えていかなきゃいけない部分だと思いますし。

それから、やっぱり低所得者の方の住める所といいますと、例えば分譲地でやったとしても、果たして夫婦合わせて20数万円という所得の人が多いわけですから、そういう人たちが果たして分譲住宅地にやったとしても、入れるかどうかというのもあるんですね。そういうことからすると、やっぱり三加和地区には町営住宅をやるのが、住民サービスの鍵じゃないかなというふうには私は思います。町長の答弁が変わらないのであれば、もうそれで結構です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時30分より会議を開きます。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時30分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質問の中で、蒲池議員、小山議員、杉村議員の質問に対しまして答弁もれがっております。

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 蒲池議員からの質問につきまして、ちょっと答弁もれがございましたので答弁させていただきます。

青年就農給付金の受給者の内訳ということでございましたけれども、内訳といたしましては、菊水地区が1名、三加和地区が3名ということで、合計4名ということになっております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 小山議員さんの質問の中で、平成24年度の防火水槽の設置予定はという御質問の中で答弁もれがありましたのでお答えします。

24年度は7基を予定しております。工事費で3,220万円を予定しており、現在も3カ所が済んでいるところがございます。これについては、国の補助金及び過疎債を活用して整備を進めているところです。

それから、杉村議員さんの質問の中で、借入金の利率はどれくらいかということですが、過疎債が現在0.7%で借りてます。それから、災害復旧事業債が0.6%、それから、合併特例債、民間資金ですけど、0.359、これはちょっと特に安いんですけど、0.359で借りてます。それから、同じく合併特例債でも0.9%という率もでございます。大体0.7から0.9ぐらいが今借入れの利率でございます。以上です。

日程第7 議案第55号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第55号「平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を終わります。質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この国民健康保険事業会計の補正予算は102万3,000円、これは内部の人事異動だということですが、これを今、会計室に税務課のほうから1人行っているから、臨時職員を雇っていると。国民健康保険につきましては、17億5,000万という大きな数字でございますので、国民健康保険委員会の話では、そのまま来年の3月までの予算ですから、4月1日からも臨時職員を置くのかという心配がございました。当然、町長としては正職員で今足らんから臨時でやっておられますので、正職員を置かれるかと思えます。こころへんについて答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） お答えします。今回、急きょ、年度の途中でございましたので、一応、税務住民課のほうは臨時職員で対応してくれということをお願いを申し上げまして、臨時職員を雇用してもらっています。4月にはまた正職員を雇う予定でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第8、議案第56号「平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第9、議案第57号「平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(多賀勝丸君) 日程第10、議案第58号「平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 和水町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長(多賀勝丸君) 日程第11、議案第59号「和水町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第60号 工事請負変更契約の締結について

○議長(多賀勝丸君) 日程第12、議案第60号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番 荒木政士君

○5番(荒木政士君) 5番です。この議案につきましては、全協の中で12日と14日、2回、そしてまた18日の委員会でも説明を受けたところでございます。

しかしながら、私も、説明というのは、いうなら言い訳みたいなものでございます。私はこの3点に疑問といいますか納得しない点もございます。

1点目はやはり設計ミスであるということでございます。設計業者の来られたときも、本当にこれは設計ミスであり、素人の設計である。ど素人の設計であるというような、ちょっと失礼な言い方もしましたけれども、要はやはり、抜根、産廃量が倍増している点、2点目は工事請負業

者の産廃処理量1,050トンが、結果的に600万を追加して650トンしか処理していない点。そして、やはり3点目が、何といたってこの行政の処理の仕方でございます。3割は何とかどっちにひっつけられるから、600万はこっちにひっつけて、今度はまたこの1,300万をこっちにつけようかという曖昧などいいますか？さんなどいいますか、結果的に2,400万の工事請負費が約4,400万に膨れ上がっております。

しかしながら、私たちもこの議案に対してどうかと言われれば、本当に反対でございます。しかしながら、この学校建設、今、27年開校目指して今進んでおるところでございますし、本当にこれ止めていいのか、遅らせていいのか、これがやはり我々の苦渋の判断、苦渋の決断だろうと思います。

町長も副町長も、長い間このチェック機関である議会におられました。立場が変わればこの認識は、今私が申し上げるとおりの認識ではなかろうかと思えます。私はいつも、自己責任ということをいつも伝えます。子どもの教育にしても、若いもんと話すときにしても、何でもしてよかといえますか、しかし、最後は自己責任だぞというような言い方をいつもいたします。

この私の常識と行政の常識のギャップといいたいまいしょうか、非常に理解し難い点がございます。先ほどからも、6月の不祥事の件でいろいろありました。私は行政執行は共通認識を持つとともに、職員教育のためにも、ここで執行部の皆さん、1回ぐらい頭を下げられてはいかがでしょう。

最後に、町長のこの件に対する反省と、今後、絶対こういうことが起きないような決意の言葉を伺うものでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、荒木議員さんの質問にお答えしますけども、何回となく御説明を申し上げたところですが、やはり今回のことに関して、非常に不審に思っていたいておることに関して、そのこと自身に関して、本当に申し訳なく思うわけでございます。

そういうこと一言、設計ミス、これに関しては、何と言いましょうか、基本的に説明いたしておりますように、国交省が示したそれに基づいて出したところでございます。そういうせざるを得なかった部分に関しては、それでどうだったかというごたることまではちょっと精査、私自身がしておりません。

それからやっぱり、マニフェスト、やはり地下のことでもありますので、実績で精算をする、そうしたことに関して想定以上のものが、数字があったということで、これは想定できたって言えば、何て言いますか、事務方も、こういうふうになるというごたることを一番から理解し、想定した中でしとったならば、やはりこういうことでもあります、ああいうことでもありますということで、る鮮明に議員さん方に説明することができたかと思えますが、そこらへんがまだ今回、このケース、過去初めてのケースであったかと思えますので、そういう面で事務方の配慮も足らなかった部分もあるかと思えますが、ひとつ今回、再三御説明申し上げ、税金の無駄遣いとか、不利益を与えたとか、そういうことじゃなくて、やはり結果として実績で証明を、出荷表を示して

精算をいたしておりますので、どうぞひとつ、議員の皆様方に関して御理解、御協力をいただきたいと思うところでございます。

○議長（多賀勝丸君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 5番です。やはり、人間ですからミスはございます。ただ、その範囲でございませぬ。そこ2割ぐらいの上下する点、そういうところが、ある程度は皆さん常識的に考えて容認できるんじゃないかなと思うし、それと、やはりこの業者側の責任は責任として、行政として本当に、ただあの600万は本当に何もしないうちに、金額が小さいからもうそのまま終わるような、知らないうちに終わるとなるような、姑息な手段と申しますか、今度はやはり金額が大きいものだから、やはりこういう議会にかけにやいかんという、それでこういう議案になっていると思います。

やはり、こういうことでは、私も早くからもう、請負業者はこれはお分かりだったろうというような話も聞いておりました。私はそれでうけかぶるようなものだろうというような私の感覚からすればそういう思いもありましたけれども、やはり、早く何でも分かるとすることは、やっぱり早めにいろんな情報を出していただいて、それは執行部で相当考えられての結果かもしれませぬけれども、そういうことはちょっと慎重にやっていただきたいというふうに思います。

それと、せっかく監査委員さん、本田さん来ておられます。こういう議案に対しては別に何も無いと思います。また、監査委員さんですから、結果と申しますか、それに対する感想だろうと思いますので、いろんなこういう案件に対して、ものを言っていられると思いますけれども、どういう思い、今の思いを聞きたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

監査委員 本田亮平君

○監査委員（本田亮平君） 答弁したいんですが、まだこれが議決されるのか否決されるのか分かりませぬ。したがって、これについては監査委員が職務権限外でありますので、お答えすることは差し控えさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君）

5番 荒木政士君

○5番（荒木政士君） 荒木です。これは、今の質問は、もちろんそういうことでございませぬけれども、ただ、どういったお考えをお持ちかなという気持ちで聞いたところでございませぬ。

細かないろんな事案、言い訳等は私も聞きとうもございませぬし、これで終わりますけれども、本当にこれから先は執行部、ただ今回は企画課、学校教育課の問題というだけでとらえるんじゃないかと、やはり行政全般で共通認識を持つという考え方で、いろんな対処していただきたいなというふうに思うところでございませぬ。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今いろいろと御指摘いただきましたことに関しては、今回の議案1

件じゃなくて、いろいろこうした工事発注、いろんなケースが出てきますので、それ問わず、そうした非常に説明し難い、やはり不都合な、不都合っていうか、非常に分かりにくい、町民の方々にしっかりと公表しながら、公開しながら、そういうふうな思いで今後いろんなもろもろに関しては取り組むように指示してまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 2番豊後でございます。町長の施政方針の中でも、クリーンな政治を目指す、それから、ガラス張りの政治をやるということを確認おっしゃっていたというふうに思います。今私が思うのは、そういうことは大きな事故につながるというのが私の考えでございます。

その中で1点だけちょっとお伺いをしたいと思います。まず、追加措置の中で600万の拠出をされておりますけれども、私のほうの手元の資料をいただいとる中に、請負業者との協議に基づき、現場は起伏があり、谷が深く、急斜面のため除根作業及び搬出が困難であると判断し、設計変更を実施しましたというふうにあります。どの時点で、誰と協議をして、誰が最終的に決裁をしたのか、1点お伺いをいたします。

それと、確かにマニフェストの制度も分かりやすく書いてございます。確かに最終的な処分の中で、搬出した量によって金額が確定するというところでございますけれども、全協の中で、私も有明測量から来られたときに、ちょっと私もエキサイトしながら話をした経緯がございますけれども、やはり、この今、非常に谷があるということは、もう事前に分かってたはずと。斜面の面積、そういった部分が斜面として今回は提示をされておりますけれども、これはもう明らかにその時点での設計段階で分かっていたと私は認識をしております。

そうあれば、やはり最初の入札の部分は、平面の地籍面積出ておりますので、それはそれとしてよかったんですが、ただ、その後の処理として、やはり私はもう一回設計を見直して、設計段階で入札をするというふうに、確かにこれも私も質問をしましたが、いろんな経費がかかるということで、今回は30%以内での拠出ということでなされております。

そういう背景の中で、十分私もお聞きをしましたが、やはり町長が常日ごろ思っておられるクリーンな政治、ガラス張りの政治の中で、そういったものが裏方の中ですべて動いてるんじゃないかなという懸念も持ちましたので、あえて今回、本会議の中で質問をさせていただきました。その1点をもう少し、どこでどういうその話合いが持たれたのか、私は仕事、この学校事業については、当初から新たな事業ということで、学校の複式をなくす、そういった背景の中で動いてますんで、私は常に賛成をしてまいりました。

しかし、やはり先ほどから言いますように、クリーンな政治の中で、こういったいかなる屋根の中で発想したような、気持ちとしてはものすごく嫌な気持ちになりました。そういうことははっきりとこの場で提示をしていただきたいというふうに思いますので、1点だけ詳しく説明をしていただきたい。

もし、その協議内容が、議事録等があるならば、提示をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）　しばらく休憩いたします。

休憩　午後1時54分

再開　午後1時57分

○議長（多賀勝丸君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

町長　坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君）　豊後議員さんの質問に対して、600万追加、変更したことに関しての流れに関しては、担当課長から説明をいたさせますが、今回のやり方、その本当に理解しやすいような手法はなかったのかなということは、今、反省をいたしておるところでございます。

よって、今日までの流れ、プロセスに関しては、担当から説明させますので、どうぞ御理解いただきたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長　山下　仁君

○企画課長（山下　仁君）　契約変更をいつしたかというようなお尋ねですけども、7月10日の日にやっておりますし、同日に変更契約書の締結をいたしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長　井上國雄君

○副町長（井上國雄君）　設計変更の最終的なチェックは誰がしたかというお尋ねであるかと思いますが、指名審査会を、そうですね、7月の、2月の14日に23年の、これは当初ですけれども、2,331万8,000円の入札がっております。そのあと600万の追加予算が出てきたわけですけれども、それも範囲内の追加ということで、そうですね、除根は24年の7月10日に決定をしたわけです。

その内容のときに、もうちょっと審議をしながら、それでももう少しその600万のときには、すべて終わるかなという感じはしておりました。後でいろいろ話の中でも、サービスとかいろいろ、そういうことも初めて聞くような言葉も出てきまして、そのへんは我々には到底、当時は想像もできなかったわけでもございます。

そのようなことで、最終段階では30%以内での追加ということで、審査会の中でも決定をしたわけでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長　山下　仁君

○企画課長（山下　仁君）　失礼しました。決裁の流れをちょっと言い損ないました。

この案件は町長決裁でございまして、いわゆる私どもの担当のほうから企画を回しまして、企画の最後は私です。総務課、そして副町長、町長ということで、最終決裁は町長決裁ということです。どうも失礼いたしました。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 最終決裁は町長ですけれども、範囲内だったということで私が代決をしております。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） ちょっと休憩時間を挟みましたけれども、どうもあんまり簡素の説明で、7月10日に決定をされた。600万の支払はいつ行われたのか。

それと、最終的に町長決定と、決裁ということで、これは当然だと思いますけれども、誰がどの時点で、どういう協議をして7月10日に決定をされたのか。私はそれを聞いたかったです。

その中に設計されました有明測量からの執行はあったのか。そういう助言があったのか。そのへんをかい摘んでちょっと説明していただかないと、ただ7月の10日に決定しました、最終的な決裁は町長です。これではですね。それから2月の14日、当初の2,331万円が、要するにその枠内であるから600万出しました。これではですね、どうも私自身納得いきませんので、やっぱりその過程をきちっと説明いただいて、どの時点でこういった予算オーバーになるということが分かったのか。そのときにどういう協議をされて、誰が決定したのか。そこまで詳しく説明をしていただきたいと。

ですから、先ほど言ったのは、この協議の内容の議事録か何かあれば、それが一番早いわけですから、それをここでしゃべっていただければ結構かと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 変更設計書につきましては、数日要したと思っておりますけれども、最終的には7月10日に設計書ができ上がりまして、先ほど言いましたように、同日に決裁を受けたところです。一応、企画の担当が変更設計書をつくっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） どうも私の言っている意味が理解されていないように思うんですが、私が先ほど言ったのは、もうこれで最後の質問になりますので、的を得た返答をしていただきたいと思っております。

まず、先ほど言いましたように、この請負業者との協議に基づき、いつその協議をされて、7月の10日にその協議されて、もう即決定されたのか。そのへんの流れが全然分かりません。私は、これをどうのこうのじゃなくて、やっぱりこういうことをきちっとやっていかないと、大元がぐらつくような結果になりますので、私はそれを言いたくて話をしているわけです。説明を求めとるわけです。私、内容を反対しとるということではございません。ただ、事実をはっきりと認識をされて、この場で、本会議の中で説明いただければ、もうそれで結構なんです。先ほどから私が言いますように、最終的には町長が決断をされて決裁をされておる。これは当たり前のことです。じゃあ、7月の10日に決定を変更決定をいたしました。じゃあ、その前の段階です、

業者若しくは設計事務所との協議が行われたのか。ただその協議があったときの議事録等はあるのか。設計変更の書類の中で、いつ誰が、いつ誰がいつ検印をしていったのか、それは見ればすぐ分かるわけですから、当初その業者のほうから、設計に無理があったんじゃないかと言われたときがあったと思うんですよ。ですから、これを協議に基づいて設計変更いたしましたということでしょう。

ですから、2月の14日当初、入札で触れた部分で、その後仕事をされて、じゃあ、いつごろそれがはっきりと、設計の変更が必要だということが分かって、誰と協議をされたのか。そのへんを私はお聞きをしているわけですから、そういった議事録等があればすぐ分かるわけですから。

もう最後ですので、どうか私の言いますように、反対ばかりしとるわけじゃないんです。ただ、そういったものをしっかりと説明していただくことが一番大事というふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（多賀勝丸君） 最後の質問でございますので、しっかりと答弁をお願いいたします。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 必要に応じて、最近1週間に一遍程度、工程会議をしよりまして、そういった中でマニフェストという証明書等ももらって、変更の必要性を認めて設計変更したものでございます。

いわゆるそういった中で、ずっとこう要因を分析しまして、先ほどちょっと言いましたように、その変更設計書をつくって7月10日にでき上がって、同日に決裁を受けたと。したがって、いわゆる工程会議ですので、いわゆる会議みたいに会議録というのは基本的には作成はしておりません。いわゆる工程会議のその資料なんかはととりますけどですね。

（自席より発言する者あり）

すいませんけど、ちょっとまた資料を取り寄せさせてもらってよろこびますか。すいません。

○議長（多賀勝丸君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時13分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。5月16日の日に請負業者と調整会議を行いまして、その時点で根株の搬出を中断して、搬出を行わないようにしております。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君） 執行部の答弁、それでいいですか。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） いわゆる根株の搬出並びにその掘削の範囲が増えまして、要するに、業者のほうから協議書が上がりまして、それでもって、先ほど言いましたように、そのときには

数字はまだ確定しとらんとですけれども、5月の16日までの搬出でもって、その日でもって調整協議をして、先ほど言いましたように、もう搬出は中断したということです。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） それは確かに今おっしゃった意味は分かります。5月16日に協議をして、その時点でもう搬出をストップしたから協議をしたと。それは分かるんですが、じゃあ、そのストップしたというのは、あくまでもマニフェストにのっとなって、今、産業廃棄物を出した部分が当初の予算額を満杯になったと。単純に満杯になったから、もうこれ以上は出せませんよということで協議を行ったわけですね。そういうことでしょう。

ちょっと待ってください。だから、そういう協議を業者のほうからあったから、誰と誰と誰がその協議に入って、先ほど聞いたのは、有明測量をまた呼んで、その中での協議をしたのか、単純にその30%以内で600万を優先として拠出するから、それでストップという630%が頭にあって600万を出されたんじゃないかなというふうに、ちょっと私の認識不足かもしれませんけども、そういう思いがありましたんで、先ほどから聞いていたのは、いつ誰がどの時点でそういった協議を行い、それが町長に最終的な決裁権限をいただいたのかというのを知りたかったわけですので、もし差し支えなければそのへんまでお話をいただいて、もうこれ以上質問しても意味がありませんので、終わりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） 質問の回数も1回は超えておりますが、特に許しておりますので、今回はきちっとした答弁を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 協議を行うときには、通常、私どもの担当者2人と、有明測量からおいでいただいております。ただ、おいでいただくメンバーが、ときたま、ほかにも業務があられますので代わられることもあるかと思っております。そのときの具体的にどなたが来てもらうたのか、ここではちょっと分かりませんが、そすと合わせて、現場では対象になる業者というふうな方と、ずっと一緒とは限りませんが、そのとき必要に応じて、担当だけが、担当2人だけが現場に行き、有明測量の人が現場では変えられておることもあり得ます。

（自席より発言する者あり）

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（多賀勝丸君） しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時31分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 先ほどの議員さんのお尋ねにお答えしてまいりたいと思います。

この数量の不足というようなことにつきましては、4月9日の工程会議のときに話が出てまいっております。5月の14日に有明測量からは井手さんという技術員の方、そすと、建設方は高岡建設の社長さん、それから、企画のほうは担当の石原係長と柿原参事が会議で話しまして、翌々日の16日ですね、先ほど言いましたように、現場で根株の搬出を、産廃業者への搬出をストップしております。

その後に設計書のチェックを行い、また精査して、先ほど申し上げましたように、7月10日に変更設計書ができ上がって、同日、決裁を回したということです。これは先ほど言いましたけど。

それから、支払については8月の22日に支払わせていただいております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

1番 蒲地恭一君

○1番（蒲地恭一君） 蒲地です。私も質問したいと思いますが、また全協、その他決算審査の前に、工事請負変更について説明がありましたけども、まず最初、14日の業者を呼んでからの、設計業者を呼んでからの説明の折には、私自身も設計ミスだったのかなと思っておりましたけども、その後の決算審査の前の説明の折、聞いてみますと、設計ミスではなかったと認識しておりますけども、これについてまず最初聞きたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 設計基準というのが、国、国土交通省になりますけど、その示された設計基準で設計してありますので、お尋ねのとおり、設計ミスではなかったと私どもも認識しております。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲地恭一君

○1番（蒲地恭一君） 設計ミスではなかった。しかし、面積で工事請負をさせた場合、工事は表面積でするわけなんですから、必ず工事費は上がるということは、私は必然だろうと思っております。また、必然で、先ほどほかの議員からも申されましたとおり、1,900万、2,000万近く、最初2,400万近くで見込んでいた工事が、4,400万弱までなっておりますんで、倍までは言いませんけど、2,000万近く上がってるということです。

ということは、表面積でいった場合、どうしてもその伐根とか伐根費用、その根が多いからどうしてもそれに経費がかさむと。それに気づいてれば、また、それを説明する機会が早くできなかったのか。また、その600万を組まれたときに、まだ増えると思われなかったのか、その点でちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） それに対して、私の思いの中で答弁させていただきます。

設計業者は有明測量でございます。今回、表面積の場合にその根株の密度、それぞれあると思

いますけども、やはり地下のことですので、その算出根拠というのがなかなか示されない部分がありますので、やはり基準的に国交省が示します表面積に対して、そして、平米当たりどれだけと。その基準で設計されておりましたので、それは密じゃなかったと認めざるを得ませんが、やはり、今日のような議員さん方に大変迷惑かけるような、そういう状況というのは、やはり設計業者においては、もう分かっておったわけでありますので、今日、今後こういう状況が出ますというようなことに関しては、やはり説明あってしかるべき、もちろんそこらへんの配慮が足らなかったというごたることに関しては、先般の皆さん方に全員協議会で説明いたしたときに、有明測量自身もお詫びを申し上げておったかと思えます。

また、町職員も、やはりこうしたことに関しては、町民を代表する一人として、設計業者と「そうですか、そうですか」じゃなくて、やはり町民の不利益にならないように、そういう責任を持った形の中で契約をし、そして、工程会議に関しても、今後、しっかり携わっていかなきゃならんというふうに、今回はいろいろ皆さんと一緒に僕が説明を受ける中で感じたところでございます。

よって、ずっとその経緯についてはマニフェスト、産業廃棄物管理表、それを交付を受けて、その処分した実績をもって精算したというようなことでありまして、これが本当に方法、手法として最善の方法であったかは別として、本当に今回こういうふうに非常に行ったり来たり、非常に分からない不明瞭なというか、数字的には間違いはないんですけども、考え方として大変御迷惑をおかけしたと思っておりますので、今回、何回となく説明申し上げましたことで、ひとつ御理解、御承認をいただきたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲地恭一君

○1 番（蒲地恭一君） 町長自身も反省をされてるみたいなんですけど、あのですね、実際問題ですよ、一番からこういうことになりますよと。それは1.2倍とかじゃなくて、表面積は倍以上になるわけですよ、実際は。だから、これを早く皆さんが認識されとったかされとらんか分かりませんけれども、早く私たちにでも知らしめたり業者さんと話をしとけばですよ、ここまでみんなの意見が出てこんとやないかなと私は思うわけですよ。

本当に、そして、その高岡建設さんには、それは2,400万で受けてもらってますけど、こういう状態なんで、それは根の、土から下の部分は分かりませんので、なら1.5倍になる、2倍になる、それは分からんけど随契ですとかですよ、そういう話をしとけばですよ、こういうことにならなかったと僕は思うんですよ。

過ぎたことは仕方ありませんけども、この50年、100年の大計という学校建設はですよ、大事な大事な大事な学校建設、もう実際問題、東小学校においては、全学年が複式学級になってるわけなんですよ。1日も早い、もう27年の4月に開校に向けて、皆さん方が一致団結していかなければいけない状態のときに、こういうことがあるからまたちょっともめてしまいますし、皆さんもこれを機会に、今後こういうことがないように、学校建設にもまた町の町政に関しても、ことに当たっていただきたいと思えます。

もう一度、町長におきまして、それについての答弁をお願いして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） なお一層、自分自身に厳しく、ただ今の御指摘に関しては受け止めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 私は第2回目の全員協議会で、ちょっと私用の要件がありましたので、設計業者の話を聞いてませんので、幾つか質問をしたいというふうに思いますが、まず、当時担当課が教育委員会だったというふうに思いますが、そのときに現場で設計業者と会って、いろいろ立ち木の状況とか、そういったことを確認したかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） お尋ねの件ですけれども、当然、杉とかの立木補償はやっておりますので、杉の本数、立木は分かっております。ただ、雑木につきましては調査不十分ということで、どれくらいの量があるかというのは全く分からない状態でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 杉の木については、大体といいますか、本数を数えて正確なところを把握されたというふうに思うんですが、そうしますと、切り株がどれだけ出て、どれだけの産業廃棄物、その作業に要する日数とかそういったものが正確に大体出てくるかと思うんですね。それで予算化、入札関係にもかかわってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、それには、杉の木についてはそういうことでいいですね。雑木だけが分からなかったという答弁でしたので。

それで、この今回の問題で、教育委員会が最初にやってる、そして、その後、企画課にバトンタッチをしたということですが、業者からのいろんな意見が、先ほどありましたけれども、出て、それで進んできたということですが、何かいま一つ、先ほどの答弁でも分かりにくいという状況があります。

それで、この問題で1,300万円の追加予算ということで、今回提案されてます。これは、町民の税金を投入するということですので、大体どこが原因でどこが問題だったのかというのを、やっぱりはっきりしなければならぬというふうに思います。先ほどから出てますけれども、本来、斜面、現実を見た上で、そこにどれだけの費用がかさむか、要るかということで計算しなければならぬのに、水平で計算をしたということについては、非常に私たちも素人ながら、本当におかしなことをやってるなと疑問に感じるわけですが、そういう面で、なぜそういうふうになってきたのか質問をしたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 自分が説明受けている範囲内でお答えになるかどうか分かりませんが、表面、そして、杉のほうは何本、これは確定しておりますけれども、それで除根決定、算定されてるわけじゃなくて、やはり国交省が示す平面の面積、そして、平米当たりどれだけという基準、多い少ないは根拠がないです。地下ですから。ですから、それで示されておりますので。そして、やはり今回、斜率、後に斜率をもって、そして、実績、マニフェスト、このことの二つの意味を御理解、これを採用して今回は変更をいたしておるということでございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 平面での積算ということで、それを採用したということでしょうけれども、実際としては斜面ということのはっきり分かるわけですよ。それでもって平面で積算するということ自体が、これはもう本当におかしなことだと思うんですよ。

現状から出発していろんなことが何でも行われるわけですから、それはほかの行政の内容についてもそうだと思うんですよ。だから、入札についても工事費についても、現状に沿ってどういうふうにやっていくのかというのが、当然、行政としてもそういう見方でやるべきだということに思うんですね。そうならないというんだったら、やっぱりちょっとやり方がおかしいなどというふうに思います。その点について伺います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 私なりに報告を受けとることにしましては、やはり、斜面、面積、これは金をかければどれだけの延べ面積、これはできると思っておりますが、今回が一番経費のかからない、非常に分かりやすい、そして、実績においてやるということでやるとるわけで、やはり、斜面、そして除根に関しては、地下のことですから設計する根拠がないんです。これしかないんです。そういうふうに御理解いただきたい。そのことに関しては、今の建設課長に少し説明を補足いたさせますので。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） なかなかですね、難しいところなんですけれども、番城グラウンド、形状が起伏がありますね。おっしゃるとおり、国交省の基準はあります。何てちょっと言ったらいいかなんですけれども、土木工事費は変更はつきものなんですけれども、特にやっぱり根株というのは、産業廃棄物、重さでいくんですよ。斜面に何本あるか、そのへんまでは把握するのは難しいところがあります。

今回の場合、立木補償につきましては、各地主の方に本数数えて補償をしているので、杉の本数は分かるんですけど、斜面に雑木、樫なんかが相当あったと思うんですけど、その一株がどれくらい、何株あるかは、多分そこまでは把握は不可能と思います。

そういった場合は、もう変更で対応するしかない場合もあります。確かにですね。それが100%というわけじゃないんですけども、なかなか難しい面もございます。ちょっと申し上げ、以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。短めに多少。

先ほど、まず副町長のほうから600万支払った時点ですべては終わるかと思ったという発言がございました。現実問題としますと、今回変更になる金額は、その倍ぐらいの金額がまた出とる状態です。そこらへんでどのぐらいの認識をされとったのかですね。

町長部局の方の説明を聞いたときと、教育委員会、例えば、教育課長がこの前、今の雑木の件も、はっきりともう「雑木は入れてませんでした。数えてませんでした」という表現だったんですね。本当はそのときにきちんと雑木も数えれば、また違う結果が出とる可能性はありますよね。ですよね。全協で課長はそういう話をしていますので。

少しこっち側の意見と食い違う部分があるのかなというのと、あと、教育問題ですから教育長にちょっと。先ほど、町長のほうが「反省はしとります」という表現もあったんですけど、「税の無駄遣いではない」という表現があったんですね。教育行政というのは、結局学校というのは、義務教育は税の教育というのが非常に最近ウエイトが高いと思うんですよね。やはり、子どもたちのためにつくるところで、やはり子どもたちにも税の教育というのが、あくまで私が言っている町税だけではないんですけど、町税、県民税、国税、ありとあらゆるものに対して、やっぱり中学校になると興味が出てくると思うんですよね。ただ税を節約しなさいじゃなくて、税を納める義務とか。そこらへんで、今どういう税の教育をされてるのかなと。ここらへんすごく大事な問題だと思うんですよね。三加和地区にしても菊水地区にしても、ちょっと話は飛びますけど、さっきたまたま税の無駄遣いはないという表現があったので質問させていただきます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 先ほど、600万決裁をしたときに、これで終わるのかという、もちろん私も当時はそのようなことで、すべて完了するのかなという思いはありました。例えば土木工事の場合でも、ほとんど、先ほど建設課長も申しましたように、追加はつきものという思いの中であるもんですから、やはり、そのへんに対しても、私も再三「設計はどぎゃんしとったつか」というような、そういうことも尋ねたこともありました。今回も尋ねるべきかと思いましたが、金額は金額ですので、恐らくすべて終わるかなという、そういう思いの中で決裁をいたしたところです。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 議員の質問で、杉の木と立木のおっしゃいましたけど、

確かに立木補償は数えています。でも、雑木の樫とかは数えておりません。ただ、設計する段階は、多分標準設計って町長もおっしゃいましたけども、標準設計の中には、それぐらいの数量もある程度は加味してあるのかなと私は思っておるところでございます。

それとその、1本1本量るのにも、雑木もわざわざ量ると非常にそれだけ経費もかかりますもんですから、そのへんは雑木の補償はせずに、せんだったところもありますし、計算はその1本1本測ってることはやっておりません。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今、杉本議員のほうから、税の学習ということの御質問いただきましたが、これは小学校の教科書の3年に載っております。そしてまた、毎年、税に関する作文集というのが、募集は税務署を通じてあるわけですけれども、2年連続、国税庁官賞を和水町の中学生はとっている状況でございます。

そういう面では、両中学校とも税に関する指導も行われておりますし、子どもたちに作文募集しますので、作文を書く中で、また税の必要性というものも十分認識してくれているものと思っております。なお、これからも更にそれを深めていきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 先ほどの学校教育課長のやつですけど、話は分かります。だから、その時点で、こんなんて全協のときもちょっと言うたんですけど、その有明測量さんと、更なる、結果は結果だけど、上がったときのやつ、だけど、やはりこう、そこらへんで現場を知ってるんだから、ある程度はやはりそこらへんでもう一回話し合って、雑木が本数は知らなくても、本数は数えてなくても、あそこにはいっぱい雑木があるとかいうことは言えると思うとですよ。そのくらいのことを発言していけば、これがまた違う結果だったかもしれません。やはり、雑木もとるんだから、それは根株が出るのは当たり前なんだから、杉のとはきちんと計算入れとる。片方は全然入れなし、じゃあやっぱり、金の差は出ると思うとですよ。

だから、やはりその時点でもう、はっきり言うて当局のミスがあったと思うとですよ。いかがですか。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） あのですね、ミスといいますか、杉の木の本数は確実にかけた。しかし、標準設計の根株の体積量、杉が標準何年でどれくらいというふうに、面積で恐らく何平米ぐらい、何トンもなるのだろうというふうな標準設計はあると思います。1本1本測っても、根の状態は分からないと思いますね、確かに。その状態で、そのための標準設計だというふうに思います。国交省はですね、データをとってしてありますので。だから、その杉の木の年数、生育状況、そのへんでもかなり杉の本数をかかっている、それやったら間違いなかっていうことではないと思いますね、やっぱり品物によっては大分違いますので、杉も確実に、本数はあり

ますけれども、ボリュームがどしこっちゅうのは確定してない状態なので、標準設計でお願いをしとるということでございます。

杉と合わせて雑木あたりも、当初、現場は測量会社は見ておりますので、少しあるんだなということは認識しておられると思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。正直言うてですね、なんか私も割と大人しく質問しとるのは、今、学校建設の係の人も結構夜遅くまで残業されてるようで、大変お疲れさまですという気持ちがありますので静かに質問しよつとですけど、だけでも実際こういう結論が出たのは多少はあると思うとたいね。やはり、これだけ誤差が出たのは事実なんだから。それは地下だから見えないというのは分かるけど、それは誰が、僕らだって分かりますよ、地下が見えないというのは。杉だけじゃなくて、雑木を全く入れてないということを全協のときに言ったから、それはちょっとおかしいだろうということを言わせてもらっとつとですよ。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 全協で雑木を入れとらんということの、そういうふうにお聞きといますか、そういうふう発言したんですかね。実際、現場に入りますと、標準設計というのは、多分、標準設計の中には幾分かの変動というんですかね、その部分はあると思います。

今、議員がおっしゃるとおり、そのへんも十分理解して、これも再度、設計会社のほうに雑木も十分これ入って見越してますかという確認は確かに私もしておりません。そのへんは大変申し訳なく思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 4番古閑です。先ほど来質疑が行われておりますけれども、先ほどですね、私、業者の名前はあまり出したくなかったんですけど、課長のほうから名前が出ましたので、高岡建設が2,300万で契約を締結しとったわけですよ。その内容というのは、抜根と産廃処理ですよ。そして、その量というのは1,000トンと伺っています。しかしながら、600万円を契約変更して追加したにもかかわらず、結果的には650トンしか出してない。そのことについての見解を伺います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） いわゆる先ほどから話っておりますように、今、国が示した標準的な設計でやらさせていただきました。それが実績によるやり方というようなことですが、実際はたくさん根株が出まして、そしてあわせて、もう御案内のとおり、なかなか私どもの説明が下手でございまして理解が進まないようですけども、レベルの所から仮置き地に運ぶ場合と、傾斜の所を、あるいは傾斜の一番下から運ぶ場合とは、そういったふうに抜根費用も、ま

た上さん上げる費用も全然違いますので、そのいわゆる斜率を変えたところの表面積というのが、2万1,000平米程度増えまして、4万7,000余りになったということで、そちらのほうに費用がたくさんかかって、当初は面積的には2万6,000余り、そして、根株的のあれは1,050トンですけれども、上のほうにうんと食ったので1,050トンが根株については650トンに変わらざる得なかった。しかし、変わっても抜根先から仮置き場所に持っていく費用が大きかったので、金額としては600万変更増になったということです。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 今の説明は、私は3回も伺ってとですよ。だけん、600万を追加したにもかかわらず650トンしか出てないわけでしょう。今の説明はそれはもう全然違いますよ、私が聞いていることと。それに対しての見解を伺ってるんです。でしょう。結局ですよ、600万を追加したときには、設計業者も入れて話し合いしとってさっきおっしゃったでしょう。だったら、もう既にその600万では足りないことが分かってたんでしょう。そうじゃないんですか。だから、そういうことに、それが先ほどの問題じゃないけど、副町長が600万で済むと思ったから決裁をしたと。全然話がつながってないんですね。どうですか。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） いわゆるこの契約金額の中で話が、4月から企画のほうで担当させていただいておりますけれども、4月の9日の日にこれでは難しいというお話があったのは先ほど申し上げたとおりです。

ただ、費用として発生しますのは、どうしても例えば抜根、そして、仮置き場に搬出というのが、先に仕事として上がってまいります。そっちのほうで結局先にさせていただくもんですから、させていただいておって、そして、先ほど、5月の14日に最終的にさっき言ったメンバーの中で話をされて、16日に、じゃあ仮置き場から産廃業者に回すのは今日でちょっと止めとってくれと言って、先ほどちょっと申し上げたごと、設計書と精査して7月10日に設計変更して工事を行っていただいたと。そして、8月に支払ったということです。

だからその、発生するその要因のほうに先に充当させていただいて、処理費用のトンからばっかり見るとそういったふうに思われるでしょうけど、全体の中で処理量が高岡さんの場合が657トンですか、2.0減じざるを得なかったということです。

○議長（多賀勝丸君）

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） はい、もう今のことも、もう再々に伺って聞いてとります。ただ、その契約変更をするときに、副町長にも申し上げましたけど、確認をとにかくとってくださいよと。このままではもういけないんじゃないですかと。再三もう一回、もう一回と念を押して確認とってやってくださいと。それはもう課長にはですね、本当に企画課長には申し上げるとの、ちょっと私、申し訳ないというふうにも思ってるんですよ。異動もあってますからですね。しかしながら、

何回も申しますけども、契約をしとった量も出さず600万も追加しとるわけですよ。先ほどから説明ありますけども、それはね、業者にも設計、みんな責任があるんですよ。町長は責任があると認めらず、全協で設計業者も来られて認められたと言いましたけど、認めておられませんよ、全然。私はもう一回、認めたんですかというようなことを聞いたんですよ、いや、全然認められておりません、それは。それは町長には認められたか知らん。私たちには全然認められておりません。

だから、契約変更するとき、もう既に分かってたのに、何で600も出したのかって私言ってるんですよ。私が言ってるの分かるでしょう。それじゃ足りないのが分かってて何で600万出したのかって。これはもう最後ですから、はい、いいです。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 非常に数々質問をいただいています。本当に質問を受けるたびに、非常に複雑な処理をしてしまったなど、御迷惑かけているなということ度を度々感じ取っておるところでございますが、今、古閑議員の質問に関して、2の3号工事については、除根作業、面積においては、表面積2万6,270平方メートルでございます。これを斜率を用いて面積が変更されたのが4万7,286平米に変更された。もう御承知のとおりでございます。

それから、600万の追加をするに当たり、根株が言うなら1,050トンから657トンに減る、非常に不鮮明な分かりづらい状況が出てきていますが、先般の説明において、やはり谷が深く、いろいろ除根作業をするのに、やはり平坦地と違って非常に経費がかさみます。よって、その600万追加した金額で3,034万3,000円という変更にさせていただいたわけですが、その金に値する、これはマネーソウそこをひとつ御理解いただきたいと思いますが、面積がこれだけ広くなる、それに対する経費、よって、その根株を減額して変更せざるを得なかったというふうに相成るわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

よって、450. なんぼ、これに関してが、やはり1,300万の追加をしなければいけない、そのことに関して、2の2号工事で変更させていただいたということで、非常に議員さん方に申し訳ないやり方をしてしまったと思っております。今後、このことじゃなくて、いろいろもろもろすべてに対して、そうした契約だけじゃなくて、一般的な町の事務に関しても、鮮明に町民の方々がすべて分かるように公開できる、そういうことに取り組んでいきますので、今回この変更については、どうぞひとつ御理解、御承認いただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 議案第60号、工事請負変更契約の締結について、反対討論を行います。

菊水区域小中併設型校舎敷地造成東側工区2期2号工事については、株式会社桜井組と町が請負契約をするとして、本年2月27日の臨時議会で提案され、契約金額は7,602万円で賛成多数で可決をいたしました。

今回、設計の変更により請負金額を1,327万2,461円増額するというものであります。この発端は、面積による積算を実際は斜面があると分かっているにもかかわらず平面で積算したため、杉の木や雑木の数が増加し、除根の産業廃棄物処理が増大するので、契約金額では足りないということであります。

現在は企画課が担当しておりますが、当時の担当の教育委員会も現場で立ち会って、有明測量と立ち木を確認したということであります。それなのに、有明測量がどうしてそんな積算方法でやったのか、理解に苦しみます。

12日の全員協議会で、町は東側工区2期3号工事で、除根作業と搬出が困難であるので、設計変更し、600万円の追加予算で実施したと報告いたしました。これは議会議員も知らないことであります。そして、今回の東側工区2期2号工事の追加提案であります。合計2,000万円近くになります。この問題では、設計業者の責任は重大であります。合併して7年目ですが、こんなケースは初めてであります。これまで小中学校の統合場所は考え直してほしいという声が多いにもかかわらず、強引に進めるところに大きな矛盾が吹き出ているように感じます。

私は、今回の提案は撤回し、町民の納得する方法を選択することを求めて反対討論といたします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに討論ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 賛成討論を行います。

議案第60号、工事請負変更契約の締結についての賛成討論を行います。

この議案第60号は、菊水区域小中併設型校舎敷地造成東側工区2期2号工事に関する変更工事でございます。この工事は、平成24年2月27日に開催された臨時議会において契約同意がなされたものであり、契約変更に至った要因は、土中にある根株等が多かったためであります。

ところで、約1,300万の増加契約であります。根株等の重量を夏季に乾燥させ軽減に努めたり別契約にするより、今回提案された契約不履行の処理でもって増加になる金額を軽減する措置をとるなど、工夫もされています。ついては、適正に実施されたかどうかを確認するためのマニフェスト産業廃棄物管理表が交付されます。産業廃棄物の処分量の実績は、このマニフェストにより確定しています。その証明書により、今回の変更契約同意の議案第60号が提案されたところです。また、その実行するための予算は、当初予算にて対応できております。

以上のように、手続及び予算も適切に事務処理が進めているわけですが、今回、変更による増額分1,300万について、当初の予算規模や工事内容からしまして、あまりにも補正額が大きすぎるので、これは設計会社の設計ミスではないかと疑ってかかりましたが、設計会社の説明によりますと、今回問題となっております除根の積算方法は、あくまでも国土交通省の土木工

事積算基準であり、面積でしか出せないのので、会社としては基準どおり出したという説明に、当初設計ミスではないかという疑問も解け、ようやく納得した次第でございますが、一方、産業廃棄物処理の適正確認のためのマニフェストのコーナーについても、事前にそのような説明があれば、特別問題になるようなことではなかったと思います。

悪く言えば、今回のように600万の追加分にしましても、行き当たりばったり式の方式と言われても仕方がないと思います。当然、契約変更の時点でぶつかるのは当たり前だと率直に思った次第であります。

とにかく、事前の対応というか、設計変更の場合、事前の説明責任を十分に果たしておれば、このような事態にはならなかったと思いますし、このように問題を複雑にする要因にはならなかったとっております。今回のことに関しましては、町長以下、執行部や所管課の責任は免れないと思います。しかし、そのことをしっかりと受け止めていただきたいと、あえてここで申し上げたと思います。

とにかく、今回の事業を反省材料として、今後二度とこのようなことにならないよう猛省を促したいと思います。

いずれにしましても、今回のような変更契約の増額は普通は考えられないわけでございますが、今回の設計や積算基準の根拠が、あくまでも全国共通の国土交通省の土木工事積算基準でしか出せないということを踏まえて考えれば、やむを得ない結果であると認めざるを得ません。執行部は、これまでの経緯と状況説明により、事前の対応が十分でなかったことも同時に認めておられますので、二度とこのようなことを繰り返さないためにも、入札、契約等については十分注意していただくことをお願いし、今回の提案に私は賛成をいたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（多賀勝丸君） ほかに討論ありませんか。

4番 古閑修一君

○4番（古閑修一君） 4番の古閑です。ただ今から反対討論をいたします。

今回のこの提案については、本定例会中に3度もの説明があり、理解を願うとのことでございました。

しかしながら、設計業者が見積もった産廃の処理量が、当初より1.5倍になったことがそもそも理解できません。また、それを請け負った業者が、契約した産廃量1,000トンすら搬出しておらず、契約変更で600万を追加したにもかかわらず、最終的には650トンしか搬出しておりません。その上、今回の提案で既に造成2期2号工事を7,600万円程度で契約を締結した業者、それに残りの産廃量450トン、金額にして1,327万円を追加するという提案は、到底理解ができません。

当初、2,300万ほどで請け負った工事で倍額近くになったわけでございます。このようなことでは、当初の学校建設費、総額で46億円という積算も疑わざるを得ません。

更に、全協において、違うやり方で進められてはどうかという議員の提案も受け入れず、なぜこのように進めていかれるのか納得がいきません。この提案を通さなければ学校建設が進まないということ、言い方は悪うございますが、盾に使ったような提案には私は反対です。

以上で反対討論を終わります。

○議長（多賀勝丸君） ほかに討論ありませんか。

ありませんか。

1 番 蒲地恭一君

○1 番（蒲地恭一君） 1 番議員の蒲地でございます。私は賛成討論をしたいと思います。させていただきます。

議案第60号、工事請負変更契約の締結について。先日から全協並びに決算審査の折に、執行部よりこれについての説明がありました。私自身も当初、これは設計ミスではなかったのかと思いつつながら、再三にわたって質問をさせていただきました。その結果、斜率を入れた場合の設計をした場合、設計費用が莫大にもかかるということもお聞きしましたし、国土交通省の土木工事積算基準ということがあり、それによって設計を出しているということをお聞きしまして、その後の対処は斜率、工事の費用により、抜根の量により、マニフェストという現物によって対処するというところをお聞きいたしました。

また、強いて言わせていただければ、このことが早く分かっておれば、執行部においてなぜもう少し早く全協においても説明がなかったのかなど、先ほども議論の折、質問の折しておりますけれども、今後はこのようなことがないようにしていくという反省の町長の答弁もありました。また、私自身もこの学校建設は、50年、100年の大計であり、現在、着々と進んでいるわけでございます。

菊水地区の東小学校におきましては、全学年において複式学級がなされており、平成27年度4月開校に願いを思っている人ばかりだと私は思っております。そのようなことも踏まえまして、ここで多少執行部の説明不足はあったのかもしれませんが、この議案第16号、工事請負変更契約の締結について賛成したいと思います。以上、賛成討論を終わります。

○議長（多賀勝丸君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。3時40分から会議を開きます。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時40分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 発議第1号 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第13、発議第1号「地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号 和水町議会委員会条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、発議第2号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第3号 和水町議会会議規則の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、発議第3号「和水町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第16 常任委員長決算審査報告について

○議長(多賀勝丸君) 日程第16、常任委員長決算審査報告についてを議題とします。

常任委員会において、慎重に審査がなされておりますので、常任委員長に報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 古閑修一君

○総務文教常任委員長(古閑修一君) 皆さん、改めましてこんにちは。総務文教常任委員長の古閑でございます。

ただ今から、総務文教常任委員会より平成23年度の決算につきまして、審査の報告を行います。

当委員会では、9月18日午前9時から、総務課と税務住民課を、翌19日、社会教育課と学校教育課について審査を行いました。

平成23年度の一般会計歳入総額は72億3,142万3,000円、歳出総額は67億6,527万5,000円となっており、実質収支額は4億4,551万円でございます。それから、一般会計における積立基金は、平成23年度末で約58億128万円です。

歳入で主なものは、地方交付税35億3,095万7,000円、対前年度比マイナス2.4%、町税8億729万2,000円、前年度対比マイナス10%、町債9億4,894万3,000円、対前年度比15.9%の増、国庫支出金5億8,514万9,000円、対前年度比マイナス24.3%、県支出金4億801万円、対前年度比8.4%の増となっております。

歳出の主なものについては、総務費16億1,229万6,000円、対前年度比マイナス21.9%、民生費15億2,579万9,000円、対前年度比3.3%の増、公債費7億4,222万8,000円、対前年度比マイナス4.9となっております。

それでは、まず総務課の関係ですが、歳入の主なものは、総務債の中の合併特例事業債1億9,940万円、前年度繰越金3億939万3,000円、総務費国庫補助金繰越明許1億1,296万3,000円、それから、不動産売却収入として、小中併設型菊水校舎敷地造成に伴う立木の売却収入589万円、土木債1億8,270万円、これは過疎対策事業債で、用木米渡尾線外7路線の道路整備事業であり、それから、臨時財政対策債2億7,904万3,000円、これにつきましては、一旦町で起債を起こしまして、次年度、100%交付金として支給されるものでございます。

歳出につきましては、一般管理費3億7,038万3,000円、主なものは区長さんへの報酬66名分の849万4,000円、職員給与3億771万1,000円、これについては、ラスパイレス指数95.0となっており、合併後の2町における給与差の是正によるものでございます。財政管理費については、基金

の積立金として6億133万5,000円、本町施設の警備、清掃委託、自動ドア、エレベーターなど設備の保守点検委託など、合わせまして864万5,000円、マイクロバス1台、軽トラック2台、1台は軽のバンですが、その購入費909万9,000円、それから、積立金の合併地域振興基金2億円となっております。

次に、電子計算費ですが、7,342万9,000円、内訳として主なものは、総合行政システムASP利用費の2,536万8,000円、ASPの利用につきましては、現在、20の自治体で行われておりまして、これまでの自町サーバー型と比較して年間400万円ほどの運用コスト削減につながったとのことでございます。

次に、交通安全対策費ですが493万2,000円、主なものとして、カーブミラー6カ所、ガードレール6カ所69メートル、ガードパイプ1カ所48メートル、それから、区画線、停止線も含めまして、5カ所で192メートルの整備費211万円、それから、各種協議会への負担金として132万7,000円となっております。

次に消防費です。常備消防費として1億6,550万8,000円となっております、そのほとんどは有明広域行政事務組合消防費負担金で、1億5,925万6,000円です。それから、非常備消防費といたしまして5,154万1,000円、内訳について、主なもので消防団員の指導手当、また、消防ホース21本の更新などがございます。それから、消防施設費としまして3,935万1,000円、耐震性防火槽の新設がなされておりまして、国庫補助2分の1の活用で6カ所、町単独で2カ所となっております。

そのほか、小型可搬ポンプ積載車、軽自動車ですが、1台の更新費で445万2,000円がございます。

次に、災害対策費ですが5,073万2,000円、主なものとして、災害対策基金の積立金4,000万円でございます。これは、東日本大震災後規定されたもので、大規模な災害に備え、5年間で2億円を目標に積立てを実施するものがございます。

次に、企画室です。主なものは、行政評価システム構築のための業務委託料283万5,000円、広報なごみ発行費用214万4,000円、ふれあいの森緊急雇用創出事業1,092万円、地上デジタル放送共聴施設整備補助事業4,157万6,000円、これは新設13、改修1施設となっており、また、繰越明許4,038万9,000円により、新設9地区の整備となっております。

また、その他路線バス維持補助金2,980万3,000円があります。路線バスについては、アンケートの実施がなされまして、集計・分析を行い、今後の方向性を検討する基礎資料が整ったとのことでございます。また、新婚さん定住促進事業奨励金として、16組への240万円となっております。

次に、税務住民課です。まず町税の収入についてですが、町民税2億8,324万3,000円、対前年度比マイナス6.8%、固定資産税4億3,900万8,000円、対前年度比マイナス14.3%、軽自動車税3,576万8,000円、前年度比0.6%増、町たばこ税4,515万7,000円、対前年度比9.7%増、入湯税401万6,000円、前年度比マイナス3.6%となっております。収入率につきましては、全体で90.5%となっており、対前年度比マイナス10%となっております。町民税の減収につきましては、

その要因として、社会情勢の悪化による離職者の増加や企業所得の減少によるものと推測をされます。

税務住民課の関係の主な歳出につきましては、税務住民課に関するもので、土地評価業務委託料532万4,000円、家屋特定調査業務委託料703万5,000円が主なものでございます。また、町税の賦課徴収に関する経費といたしまして544万6,000円、それから、戸籍住民基本台帳に係る経費としまして、人件費の2,498万3,000円、保守点検委託料、戸籍システムの使用料の1,006万8,000円です。それから衛生費ですが、家屋消毒剤の購入費37万8,000円、水質検査補助28万3,000円、1件当たり1,500円の189件分でございます。それから、斎場費につきましては、主なもので和水町斎場の業務委託料1名分の216万6,000円、せきすい斎苑負担金の384万6,000円でございます。この斎場のことにつきましては、両施設とも約30年が経過しておりまして、検討がなされ、今後の方向性について現在説明が行われているところでございます。

次に、国保会計です。歳入決算額は17億1,744万1,000円となっており、国保税収は1人当たりの調定額で7,831円となっております。歳出決算額は15億8,321万6,000円となっており、後期高齢者支援金が前年度より約5万8,910円高くなったことが影響して、単年度収支は3年連続の赤字となっております。今後とも保健予防事業に力を入れていく必要があり、また、現在、支出に見合った税率の改正についても検討中であるとのことでございます。

次に、学校教育課です。歳出で教育委員会費、委員報酬など経費の131万7,000円、事務局費として、学習指導員、特別支援員、それから調理員、英語講師の方々への賃金として2,825万5,000円、幼稚園就園奨励補助金290万6,000円などです。また、学校統合対策調査費としまして、菊水地区造成工事費1,468万9,000円、同じく菊水地区造成工事費6,943万円、次年度継続繰越で1億1,161万2,000円、また、三加和地区造成工事費8,824万1,000円、次年度繰越です。そのほか、三加和地区の建設設計委託料としまして1,606万5,000円、敷地購入費3,396万8,000円、同じく敷地購入費581万1,000円、次年度へ繰越です。このほか、同じく調査費としまして、繰越明許合計の3,543万3,000円がございます。それから、小学校管理費として、それぞれの小学校の安全・安心な教育環境の整備、また、維持管理のための経費、合わせて1,990万4,000円、特別支援学級補助金1,989万9,000円。次に、中学校管理費としまして、菊水・三加和両中学校の推進維持管理費3,964万4,000円、特別支援学級補助金658万円となっております。それから、給食センター費ですが、主なもので、人件費2,863万8,000円、維持管理費691万9,000円です。

次に、社会教育課です。社会教育総務に関する事務や各種団体への活動補助金など合わせまして5,572万円、現在、7校で実施されている放課後子ども教室推進事業としまして177万7,000円。それから、続きまして公民館費ですが、主なもので、両公民館の管理委託、維持管理費としまして合計の1,554万7,000円、光をそそぐ交付金の活用で、両公民館の図書室の改修費831万2,000円、また、きめ細かな交付金の活用によりまして、三加和公民館床下地盤改修工事費の2,391万3,000円です。続きまして、文化財保護費の主なもので、田中城陣跡確認調査費424万円、日平城跡測量調査費349万5,000円がございます。

次に、社会体育係ですが、歳出の主なもので、体育施設4施設、それからグラウンド3カ所、

多目的広場の維持管理と運用に関する費用でございまして、合計で2,633万1,000円です。また、繰越明許としてスカイドーム階段部分の駐車場化工事費543万9,000円となっております。

次に、奨学事業会計です。歳入は646万7,000円となっております、経済情勢の悪化によりまして、奨学金の返還が遅れている状況でございます。歳出決算額は588万円です。

次に、春富財産区会計です。歳入は前年度繰越金186万9,000円です。歳出につきましては、主なもので委員報酬2万1,000円、道路草刈り等の運用費用2万6,000円となっております。ちなみに、山林総面積は20万3,260平米です。

以上をもちまして、総務文教常任委員会から平成23年度の決算審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで総務文教常任委員長長の報告を終わります。

次に、厚生常任委員長に報告を求めます。

厚生常任委員長 杉村幸敏君

○厚生常任委員長（杉村幸敏君） 平成24年の9月定例会厚生常任委員会に付託されました23年度決算審査を、9月18日の午前9時より委員会室で開催しました。午前中特別会計の特別養護老人ホームと健康福祉課の審査を行いました。午後、同じく残りの健康福祉課と病院を行いました。

民生費の歳出決算額は15億2,579万9,000円で構成比22.6%となっております。前年比4,927万8,000円の増となっております。率にして3.3%の伸びです。衛生費の歳出決算額は6億1,411万円で、前年比9,801万6,000円の減となっております。

福祉係の主な大きな金額について報告をいたします。社会福祉協議会運営補助金として3,254万9,000円、国民年金健康保険事業会計へ9,571万3,000円が運営補助金として執行されています。また、町立病院会計へ2億2,629万2,000円が繰り出しております。町立神尾保育園については、入所人員定員61名に、現在、60名の入所がっております。職員14名で運営されています。未満児の保育室拡張工事として654万2,000円が執行されています。ねんりんピック補助金は362万7,000円、老人クラブ補助金407万2,000円、老人クラブの現状は、総数43クラブ、2,039名で、内訳、三加和単老12クラブ、412名、菊水単老クラブ31クラブ、合計1,627名となり、減少しているとの説明がありました。原因として尋ねてみますと、老人クラブの行事が多い。役員のなり手はない、そういうことがあるそうでございます。また、高齢者行事は金婚者等の表彰式とふれあい高齢者の集いが開催されており、金婚夫婦68組、ダイヤモンド婚22組、100歳以上7名、米寿99名、表彰金額として90万5,000円が支出されています。

それから、児童福祉費として4億9,310万5,000円、また、障害福祉費2億3,701万5,000円が執行されています。この件につきましては、詳しく言いますとだいぶ長くなりますので省略したいと思います。

次に、介護保険事業会計の審査報告をいたします。介護保険事業会計決算状況は、歳入総額が15億9,410万2,000円、歳出総額が15億3,356万3,000円で、歳入歳出差引残高は6,053万9,000円となっております。国、県、支払基金等への返還金1,976万8,000円を含んでおり、実質繰越金は4,077万1,000円であります。

歳入の主なものとしては、国、支払基金等の負担金等で、第一号保険者の保険料は2億2,095

万6,000円です。平成23年度の介護保険料不納欠損額は、38名、103万5,000円です。歳出の主なものは、介護給付費が14億3,256万4,000円となっており、全体の93.4%を占めております。平成23年の65歳以上の被保険者は4,016人で、被保険者1人当たりの介護給付費は35万6,710円、要介護認定者は852名、1人当たりの介護給付費は168万1,413円となっております。高齢者が要支援、要介護にならないための事業として、お茶の間筋トレ事業を、町内42カ所の地区で展開されており、また、在宅で常時介護を必要とする方に対して支給される在宅寝たきり高齢者介護手当が993万4,000円、高齢者の安否確認と在宅生活を支援していくために栄養のバランスに配慮した配食サービス事業が、延べ配食数で4,317食の110万7,000円が執行されております。

平成21年度から23年までの介護保険料を抑制する目的で設置されました介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、平成23年度廃止となっておりますが、これは、今後報酬に換算されるというようなことをございます。以上で健康福祉課の決算審査を終わります。

次に、特別養護老人ホーム事業会計決算報告をいたします。サービス収入ですが、これは長期入所、短期入所、通所利用者の介護給付費及び入所者利用者の自己負担金収入で、サービス収入の総額の収入済額が4億4,649万6,096円です。歳入総額に対する割合は81.1%です。分担金及び負担金、これは町の委託契約業務、生きがいデイ短期入所特別支援事業、ふれあいショートステイに対する町からの負担金で、収入済額の191万6,510円です。歳入総額に対する割合は0.3%となっております。

歳出について報告をいたします。総務費ですが、これは長期・短期入所者にかかる経費、及びこれに携わる職員の人件費並びに施設の管理等の経費で、支出済額が4億3,542万1,379円です。歳出総額に対する割合は92.1%です。平成23年の単年度収支を見ますと、前年度繰越金が8,946万4,417円でしたので、1,225万2,487円の赤字となります。

次に歳入について説明します。サービス収入ですが、施設介護サービス費収入、これは長期入所利用者の介護給付費、国保連合会からの分で、収入済が3億3,209万5,286円となっており、歳入総額に占める割合は60.4%となります。前年度と比較しますと、1,151万9,131円の減収です。これは入所者の長期入院が原因と考えられます。

次に、居宅介護サービス収入の短期入所生活介護収入ですが、これは短期入所利用者の介護給付費で1,933万9,000円となっております。購入総額に対する割合は3.5%となります。前年度と比較しますと、221万1,354円の減少です。これは、利用者数の減少ということをございます。

同じく居宅介護サービス収入の通所介護収入ですが、これはデイサービス利用者の介護給付費で、2,571万4,760円となっており、歳入総額に対する割合は4.7%となります。前年度と比較しますと、545万5,859円の減収です。これも利用者の入院等が考えられるとのことをございます。

次に、介護職員待遇改善交付金が127万2,362円となっております。収入割合が1.7%となります。正職員は毎月手当として1万3,000円支給、病院のほうは1万500円、臨時職員は日額800円を増額支給されています。

財産収入ですが、これは基金ですが、利子及び配当金の積立金利子は、特老建設基金及び特老積立金の利子で、建設基金の利子が40万6,875円、積立金の利子が1万5,172円で、前年度と比較

しますと、32万3,446円の減です。ちなみに、平成23年度末の建設基金の現在高は、利子40万6,875円、積み立てで5億9,729万8,385円であり、特老積立金の現在高は、利子1万5,170円を積み立て、2,169万504円となっており、建設基金、特老積立金、合計で6億1,898万8,000円となっております。

繰越金ですが、前年度繰越金は平成22年度の繰越金で、前年度比109万2,568円増の8,946万4,417円です。

以上のような内訳で、歳入合計は5億5,026万7,756円、前年度と比較して3,207万1,692円の減となっている。歳入決算額を全体的に見ると、きくすい荘の本来の利用でありますサービス収入が、前年度と比較しますと2,065万5,880円減となっております。この主なものとしては、利用者の長期にわたる入院の増加や、新規デイサービス事業所による利用者獲得の減と考えられています。そのほかの収入では、ショートステイに関しては利用者が135人減の2,399人です。221万1,350円の減収で、デイサービスに関しては、延べ利用者は633人の減で3,587人で、545万5,859円の減収となっております。

総務費ですが、支出額は4億3,542万1,379円です。前年度と比較して2,311万2,165円の減となっております。歳入歳出総額に対する割合は92.1%です。次に、職員の給料、手当、共済費、賃金については、主に長期・短期入所利用者のお世話をする職員が47名、事務職3名、栄養士2名、看護師6名、相談員2名、介護士28名、調理師6名及び臨時職員27名の人件費でございます。

以上、主なものを御報告いたしますが、歳出面では経常的な経費、特に人件費3億6,618万417円、75.5%、定年退職者5名分の特別負担金の増及び施設の老朽化に伴う修繕料が年々増加しております。建て替えまでにはどうにか維持していかなければいけないということでございます。そういうことで、今後、経費の削減できるものについては削減し、歳出の抑制に努めていただく必要がございます。

最後になりますが、特別養護老人ホーム事業においては、公金横領といった事件が発覚しており、早急なる解明を強く望んでいくこととございます。それから、特老の施設も40年を今年迎えますので、特老建設委員会を来年ごろはたてたいという厚生常任委員さんの気持ちでございます。

最後に、和水町町立病院事業会計、決算状況の収入の部は、8億1,779万7,000円、病院事業収益が8億8,533万9,000円となっており、その内訳は、医業収益が8億1,779万7,000円、医療外収益は2,150万8,000円、健康管理センター収益が1,644万4,000円、居宅介護支援事業収益が1,371万4,000円、訪問介護収益は1,587万4,000円となっております。以上が収益の内容でございます。支出面では、病院事業費用が8億9,593万4,000円の内訳は、医業費用は、8億2,235万1,000円、医療外費用が2,140万8,000円、健康センター費用1,645万円、居宅介護支援事業費用2,356万3,000円、訪問介護費用1,216万1,000円となっております。事業収益から事業費を差し引きますと、1,059万6,000円赤字となっております。入院外来患者さんの減少でございます。

それから、繰出金等を勘案すれば、病院事業の経営は依然として大変厳しい状況にあると思います。平成24年の3月31日現在の職員数は、医師4名、正職員69名、臨時職員27名、合わせて101名の体制であります。また、現状とすれば、患者数は5万3,960、前年度より4.4%の減とな

っております。そういった状況の中で、地域医療の存続をかけた、23年度新型インフルエンザ等補助を受け、人工呼吸器の整備をする医局、食堂及び宿直室を改修工事を行い、環境整備が図られています。

自治体病院を取り巻く環境はどこも同様に厳しい状況に変わりはありませんが、本町の病院が地域住民の医療の拠点施設として充実発展することを期待しながら、厚生常任委員会に付託されました平成23年度決算審査報告に代えさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） これで厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

建設経済常任委員長 豊後 力君

○建設経済常任委員長（豊後 力君） 皆さん、大変お疲れとは思いますが、建設経済常任委員会の決算審査を行いました結果を申し上げます。

建設経済常任委員会は、9月18日、所管の経済課と建設課の一般会計及び簡易水道事業、下水道事業、特定地域生活排水処理事業の特別会計決算審査を行いました。

まず経済課の一般会計決算です。農業委員会費としては、委員報酬356万円、農地等情報の効率化、効果的な管理、活用を図るための農家台帳システム導入委託料として1,139万2,000円の支出をいたしました。主な事業は、農業者年金加入促進や、耕作放棄地解消対策などの活用努力に努力されております。

次に、農業総務振興費では、農業振興協議会負担金として36万円、JA玉名、南関郷、南関町、和水町の協議会で構成をされております。農道台帳作成業務委託費として157万5,000円、3カ所で2.9キロを実施しております。

次に、鳥獣被害防止総合対策事業負担金3,588万2,000円、広域的な防護柵の設置により、イノシシ等の被害対策を行い、受益戸数は105地区で753戸、受益面積296.6ヘクタールの対策が行われております。

また、土地利用型農業緊急支援事業、これは県単位事業でございます。として、総事業費688万8,000円、県2分の1、事業主負担が2分の1でございます。岩集落営農組合でトラクター60馬力を導入しております。

次に、遊休農地活用イエロープロジェクト事業では、菜の花等景観作物の作付け支援として、県の補助金149万6,000円を上板楠地区のみどりの里上板楠が事業主体となり、12.4ヘクタールの菜の花を植栽し、更に、菜種油を造る搾油機を導入をいたしております。

更に、農業後継者補助金40万円、農畜産物生産部会活動補助金125万8,000円、新規就農者対策助成金60万円、3名の方に交付しております。更に、農業振興補助金として267万9,000円を支出し、農業振興に努めております。中山間地域直接支払事業費として6,065万9,000円、協定が53集落、面積663ヘクタール、うち田が394ヘクタール、畑269ヘクタールの実績、この事業は農地の維持及び農村環境の保全に努める事業であります。果樹園芸振興費の主な事業は、玉名地域柑橘生産組合ヘタイバック、マルチシート等の補助214万1,000円、参加農家数18戸、受益面積386アールの実績となっております。

更に、県営圃場整備事業費3,438万7,000円については、大田黒校区と大平、矢部谷校区の一部を施工しております。農地流動化地域推進事業は町単独の事業で、農地の利用集積を通じて、農業経営の規模拡大、認定農業者等の担い手の育成のためにも必要な事業といえます。23年度におきましては、1,201万7,000円の支出をいたしております。農地・水・環境保全向上対策事業の交付金の総額は、19組織1,140万7,000円となっております。平成24年度より新たな事業として継続されております。

次に、林業総務費として有害鳥獣捕獲委託169万8,000円、イノシシ捕獲頭数が、菊水地区におきまして33頭、三加和地区125頭、計の158頭でございました。ちなみに、前年度は181頭ということでございます。

林業振興費については、総額2,014万4,000円の支出、主な事業として、間伐作業道開設に1,267万3,000円、間伐事業促進補助金280万円が支出されております。

商工総務費として、和wat町商工会補助金750万、会員数208名、観光費としての支出総額は1億4,020万7,000円、主なものが、株式会社肥後元気村への出資金6,300万円が含まれております。

続きまして、建設課の一般会計決算です。土木総務費は、国道県道関係の負担金や土木補助4,853万4,000円、行政区31件、団体施工20件、この事業は地域の負担軽減につながる有効な事業であると認識をいたしております。

道路維持費として6,985万9,000円、これは繰越明許費も含んでおります。の支出、32カ所の側溝整備事業がなされております。道路改良費では、総額1億8,520万円、事業として、測量設計業務委託7路線、改良工事9路線、1,522万5,000円、道路改良工事1億3,883万1,000円、公有財産購入費418万9,000円が支出をされております。補助事業、繰越明許を含むとして、用木米渡尾線に1億3,265万4,000円が支出され、改良が行われております。

住宅管理費として1,684万5,000円の支出、6団地、36棟、98戸を管理いたしております。老朽化に伴う管理費がかさむが、住民の居住促進のためには必要な事業と思えます。

続きまして簡易水道事業でございます。歳入総額5,133万5,000円、使用料及び手数料1,912万3,000円、繰入金2,092万3,000円、繰越金1,087万6,000円、歳出総額3,498万9,000円、差引の1,634万6,000円であり、まだ繰入金に依存状況であるというふうに感じております。給水戸数は若干の増加を見ておりますが、今後の事業促進を望みたいというふうに思っています。ちなみに、前年度給水戸数438戸、23年度末で433戸でございます。5戸の増でございます。

続きまして下水道事業会計、歳入総額1億1,525万2,000円、そのうち繰入金が7,240万9,000円でございます。歳出総額1億584万4,000円、こちらのほうも差引ますと940万8,000円となりますけれども、やはり繰入金に依存しております。今後も加入促進を図るようお願いをいたします。

それから、最後に特定地域排水処理事業会計、この事業も繰入金に依存しておりますが、衛生管理上重要な事業であり、事業促進を望みます。また、特別会計事業については、多額の繰入金が使われておりますが、住民生活の基本となるものであり、健全な自助努力を願い、建設経済常任委員会の決算審査報告といたします。

○議長（多賀勝丸君） これで建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で常任委員長の決算審査報告を終わります。
しばらく休憩いたします。45分より会議を開きます。

休憩 午後4時35分
再開 午後4時45分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
本日の会議時間は、議事の都合上、会議時間を延長します。

日程第17 認定第1号 平成23年度和水町一般会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第17、認定第1号「平成23年度和水町一般会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 主要施策成果報告書、こちらのほうのページで言いますのでよろしくどうぞ。

まずは、26ページの税務住民課の、いつも聞いておりますけれども、町民税の個人分ですね、これが各階層別にどういった所得状況になっているかということと、昨年と比べてどういう状況かということをお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 平成23年度の業種別所得でございますでしょうか。

23年分の業種別所得を申し上げます。まず、営業等の所得金額が4億2,742万円、前年度と比較しますと853万円の増でございます。それから、人数にしますと441名、前年と比較しますと4名の減、平均所得金額が97万円、前年分と比較しますと2万8,000円の増となっております。

それから、農業の所得金額が3億5,522万円、前年度と比較しますと1億1,660万円ほど増加しております。人数にしますと1,153名、前年と比較しますと21名の減少しております。それから、平均所得金額が30万8,000円、前年と比較しますと10万5,000円の増となっております。

それから、給与の所得金額が77億1,800万円、前年度と比較しますと1億2,500万円の増となっております。人数にしますと5,153名、前年と比較しますと46名の増、平均所得金額が149万7,000円、平均所得を前年分と比較しますと、1万1,000円の増となっております。

続きまして、公的年金のほうですけれども、所得金額が9億3,500万円、前年分と比較しますと、1,300万円の減となっております。人数にしますと4,590名、10名の減でございます。平均所得金額が20万4,000円、平均所得を前年分と比較しますと、若干ではございますけれども、2,400円ほどの減となっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 次のページを開けてもらって28ページですかね、入湯税ですね。これは日帰り休憩が1人15円、家族風呂が1室1回30円ということになっておりますが、この23年度で利用者数ですね、これは日帰りと家族風呂、どちらもお聞きをしたいと。それから、昨年と比べてどういう状況かお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 入湯税の質問でございますけれども、利用者数は調査のほうはちょっと手元に持ってきておりませんので、後で報告したいと思います。

それから、収入関係が23年度が411万6,000円、前年度と比較しまして3.6%の減少しておりますけれども、ほぼ、減少はしておりますけれども、毎年このくらいの横ばい状態で推移しております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 40ページにいきますが、雑入で三加和中太陽光発電装置売電代ということで5万7,000円ですね。これは三加和中学校の場合、電気代としてはどれぐらいかかっていますか。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 23年度自体の資料は手元に持っておりませんが、大体これまでの実績からいきますと、一番多いときに23万ぐらいでしょうか。それが太陽光を付けることによって19万5,000円だけ、太陽光で約3万3,000円ぐらい浮かしたということと、そのときに、1日1日に余った電力を売りますので、その累計が5万7,000円ということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） ちょっと今の分かりにくかったんですが、結局、三加和中の電気代としては、年間の23万円かかるということですね。そこから逆にその売電代として5万7,000円ということであれば、さしてあんまり、機材にもよると思うんですけど。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 今のはですね、23万と申しあげましたのは、大体ひと月当たりの平均を申しあげたところでございます。これまで太陽光を付けなかったときの値段といたしまして、23年度の実績でございませぬけれども、23万ぐらいかかっていたと。それで、太陽光を付けたことによって、太陽光で発電して電機を約3万円ぐらい分は節約したということでござい

す。3万円節約して、なおかつ電力が余った分を九電に売電するわけですが、その累計が5万7,000円ということでございます。

売電のほうは年間でございます。先ほど、3万円減というのは、ひと月当たり3万か4万ぐらいは発電効果、太陽光発電で発電しているということで、節減にはなっているということでございます。23年分の総計分を出しておりませんので、ひと月当たりの例として申し上げたところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） ということは、こういう太陽光発電を付けたけれども、それで全部補っているということではないわけですね。大体計算上は何パーセントぐらい補っているという。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 以前の例から申し上げますと、例えば23万ぐらい、月によって違いますけれども、23万円ぐらいかかっているうちに3万円ぐらい。パーセントはどしこになりますかね、1割、12、3%あるんでしょうか、23万の3万というのは。それぐらい節減をしているということと合わせて、1年間に5万7,000円ということでございますので、ひと月3,000円、4,000円ぐらい。大体3万、46万、36万、それと売電で5万7,000円ですから、その分は節減をしているということでございます。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君） 笹淵議員、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 1点だけちょっとお尋ねします。決算書の1ページですね、23年度の一般会計の歳入決算の所なんですが、収入未済額が総額で9,307万9,784円となっております。その内訳は、町税関係は未収入額が8,316万8,934円、保育料保護者負担金の未収入額が111万2,500円、町営住宅使用料未収入額が879万8,350円となっておりますが、平成23年度で未納者に対して法的な処置をとったケースがあるのかどうか、1点お尋ねいたします。

それからもう1点は、不納欠損額が町税で203万6,806円になっておりますが、その該当者はどのくらいいたのか、よければ参考までに教えてください。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） では、住宅のほうから御説明申し上げます。

まず滞納の件ですが、23年の3月末が971万9,000円ありましたが、一応、今年の3月末で912万5,600円ということで、60万弱は減っております。

それと、法的措置のほうは、特別としてはおりません。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） まず、不納欠損の人数でございますけれども、まず町民税、個人分と法人分を合わせまして8万1,360円になっております。件数は4件でございます。それから、固定資産税の不納欠損、193万7,100円、6件分でございます。それから、軽自動車税1万8,400円、これは3件分の不納欠損でございます。それから、23年度には差押え等をやっておりますけれども、滞納処分に対して差押え等をやっております。一つが給与から差押えをしております。また、国税の還付金、こちらのほうも20件と68万円ぐらいの滞納処分をしております。それから、動産が5件の25万円ぐらい。それから、預金から差押えまして51件の140万円ぐらいの差押えをしております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 先ほどの保育料の未納の分でございますけれども、23年度の未納件数は62件です。未納所帯数が15世帯ということになっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただ今それぞれ説明を受けて理解できました。町税の滞納につきまして、これ以上生じないようにやっていただきたいと思いますが、その中の特に消滅時効にならないように、できるだけ最善を尽くしていただきたいとお願いしたいと思いますが、徴収につきまして、現状で何か問題点がありますならばお出しいただきたいと思いますが、何かありませんか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 滞納につきましては、平成22年の10月から、玉名郡4町で併任徴収の関係を、差押えですね、そういう関係でやっております。23年度が5件、差押えのほうをやっております。今後とも滞納整理に強化していきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。まずちょっと、今の話の続きになるんですけど、固定資産税が収入未済額が6,000万超えてるんですけど、本会議ですので、差し障りのない程度の説明を求めます。

あと、77ページの肥後元気村の出資金の6,300万の件に関連しますけど、事業課長が担当されてるわけなんですけど、それとは別にこれだけの大金を出資しているわけですので、これ以後、町長とか副町長がチェックと言うたら失礼かもしれんですけど、あそこの経営状況あたりはどのように把握されてから、場合によっては指導とか、やはり金額があまりにも大きいお金ですので、そこらへんの説明を求めます。

それとあと一つ、私もちょっと文化財とかの質問も非常に本会議で多いんですけど、私も文化財とか歴史とか非常に好きなんですけど、ページ数的なことはちょっとこちらで言います。文化財

の管理費で548万とかあるんですが、これにこう、田中城とか腹切り坂、田中城のトイレとかには使っているんですけど、そこらへんの文章的には「気持ちよく見学していただいている」とあります。ここらへんの見学をされている方が、何か増えてるのかなという、それは先ほどの元気村ともちょっと関係あるんですけど、ここらへんが増えていろいろと町に波及いたしますので、ここらへんのところの現在の状況をお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 固定資産税の件ですけれども、今年度が23年度ですけれども、4億3,900万ぐらいの収入がっておりますけれども、前年度に比べまして14.3%減少しております。その一つの理由としては、平成22年に滞納繰越分で、これはゴルフ場関係ですけれども、6,600万ぐらい納入されておりますので、23年度は今申し上げましたように、14.3%減少している状況でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 元気村に関して、経営改善対策として、減資、増資、6,300万、その後においても大変厳しい状況が続いておるのも事実でございます。先般、指定管理、公募しても調わなかったということで、今日、源泉確保をするために、源泉確保に取り組んでおるわけでございます。今後、さらにしっかりと取り組んでいただくように、現場においては言葉をかけて指導してまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 文化財の関連については、そこに書いております田中城、腹切り坂等々、それからトンカラリン、それから、民家村等もありますけれども、そういった所を管理することによりまして、どれくらいの人たちが来られているかというのは、ちょっとそこにとおるわけではありませんので把握しておりませんが、多くの方が来て、やはり文化財について勉強し、楽しんでおられると。

特に腹切り坂については、毎年、町内の小学6年生を熊本城からスカイドームまで歩いておりますし、逆に熊本のNPO法人のあれで、南関から熊本城まで歩いたり、いろんな人たちが訪れていると聞いております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今お聞きしたのは、まず正直な話、町の人口も非常に減っておりますので、この交流人口を増やさないと、元気村、ちょっと言われましたロマン館にしる、いろんな町の観光施設、文化施設も、非常に来る人が少ないんじゃない、本当に厳しい経営赤字も続きますので、そこらへんに最善の力を町長、副町長には期待しております。

それとすいません、ページ数がちょっと見つけきらんですけれど、どこかに企業立地の関係の

連合会とかで10万円載っとするんですけど、すいません、ページを見つけきらずに。昨日の新聞にも、熊本市が過去最高とか、企業立地の件数がですね、とか載ったんですけど、私も6月に一般質問させてもらったときにも言ったんですけど、非常に今が日本国内の、東日本の関係もあるんですけど、非常に時期的にいい時期というふうにお伺いしております。いつもこれ言うと町長は「学校跡地」とか言われますので、そこへんも含めて、もう今から動かないと、そのまま空いちゃもったいないの、プラス、結構企業さんあたりとのタイアップ、プラス県とのタイアップ、今の状態、また今後どのようにされるおつもりかお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 現時点においては、和水町においてすぐお話があって紹介する用地、そうしたことに关しては厳しいものがあります。メガソーラーにしても、再三問い合わせがあるわけですが、どうしても農地ということで、即、農業振興地域にかぶっておる、そういうものがあって、すぐ何か月で解決する問題じゃございませんので、なかなかそういう紹介はいたしておりますものの、なかなか調わないのが現状でございます。

中には、農地と並行して、農地管理をしながらそういうシステムもあるやに聞いております。もちろん、それについては工事費等がちょっと高くつくわけですが、場所的には良いとしてもなかなか、なんていいますか、建設費の少ない、単価の少ない場所に場所はいつてるような状況でございます。今後、そうしたこともあり、やはり学校建設に伴い、働く、定住につないでいきますけれども、やはり、働く場、雇用の場が必要でございますので、総合的に今後対応してまいりたい、考えて努力してまいりたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今の杉本議員の質問ですけども、61ページの熊本県企業誘致連絡協議会の負担金の10万円だと思います。これにつきましては、これは熊本県全域の連絡協議会の負担金ということでなっております。企業誘致につきましては、こういう企業立地課等の中と県のそういう中で話し合いをいろいろ協議をして、これからも進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 先ほど、元気村の経営改善に力を入れるということでございますが、たまに私、今、役員ではありませんけれども、たまにあそこに寄っているいろいろ話を聞く中で、特に力を入れたいという事業が、やはり宴会を多くとりたいということで、半専門的な職員を1名置くということでもございました。非常にその点で今どうなっているか結果報告ありませんけれども、いい結果が出るものと私は期待をしております。

それと、日にちははっきりいたしませんけれども、新しく事業展開の中で、地元の卵を利用した「たまごかけごはん」を、確か明日あたりからだったと思いますけれども、皆さんにも恐らく

案内状が来ておるとおもいます。どうかその味見をしながら、よりよいPRをしていただければと思います。

そういうことで、いろんな面で努力はしておられますので、我々も立場上、たまには立ち寄りながら、そういうアイデアがあったら教えてまいりたいと、そのように思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 建設課長にお尋ねします。こういうことはあんまり聞きたくないわけですが、いつものことです。町営住宅の滞納、これが決算で幾らぐらいと。それと、長い人は何箇月ぐらいと、そこらへんちょっと、決算でございますので。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） それでは、詳細に御説明申し上げます。

団地ごとに申し上げます。まず、中央団地が、お名前は言えませんが3名です。金額が146万あります。この4月に、これは全体的なことですけど、呼出しをしまして、3名いらっしゃいますけど、2人の方はもう現在、分納をしてもらっております。長い人は中央団地で10年の方がいらっしゃいます。平成12年から22年までです。2名の方が分納。残りの1名は若干1万円ぐらいです。

それから、南団地、8名の滞納者の方がいらっしゃいます。一番長い方が平成13年から22年まで、9年間ですかね。ここも8名いらっしゃいますけど、6名の方がもう全員分納を現在してもらっています。残りの2名の方は、2万円とか1万円ぐらいです。問題はありません。金額は南が470万です。

それから、板楠団地ですね、ここが滞納者が10名いらっしゃいます。金額が175万。一番長い人は、ここは平成19年から23年まで。ここも10名いらっしゃいますけども、4名の方が分納をしていらっしゃいます。あとの方は3万円、2万円ということで問題はないです。

それから百園団地、ここはもう23年度のみです。滞納金額は4万8,000円。

それから津田団地、ここは23年度1名、2万7,000円。

それから、最後になりますけど和仁団地、ここは3名いらっしゃいます。ここは平成19年から23年、4年間の方がいらっしゃいます。3名ともすべて分納をもらっております。

合計いたしますと、菊水地区が621万6,000円、三加和地区が290万9,000円、先ほど言いましたように、合計しますと912万5,000円。1年前とちょうど60万ぐらいは減になっております。

詳細に申し上げました。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（自席より発言する者あり）

1番 蒲地恭一君

○1番（蒲地恭一君） 決算書の61ページ、2目の観光費、これに対する成果報告書が76ページから77ページなんですけど、こんなに事業があるのに説明がこれだけなんですよね。もうちょっ

とちゃんと説明、報告をしていただきたいと。ほかにないですよ、課長。もうこういう関係書類とかないのでしょうか。この今の分については、この成果報告書で判断せんといかんとですか。なら、それについて質問します。

決算書の61ページの三加和温泉の施設修理工料、民家村の修理工料、菊池ロマン館の修理工料は、どういう内容で工事をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 肥後元気村で運営しております交流センター、それからあばかん家、緑彩館についての、修理工料の金額だけちょっとつかんでおりますのでそれを申し上げます。

平成23年度におきましては、交流センターが90万1,320円、あばかん家が242万2,728円、緑彩館が67万6,292円となっております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 菊水ロマン館の修繕料でございますけど、内容的には外灯の修繕、エアコンの修繕、それと温泉設備の修繕という形になっております。以上です。民家村修繕ですけれども、民家村修繕につきましては、浄化槽、それと自動火災の報知器ですか。それと公園のトイレの修繕でございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1番 蒲地恭一君

○1番（蒲地恭一君） 課長、お願いでございます。来年度は77ページみたいなこういう説明じやちょっと時間もないけん聞きませんが、個人的に聞きますけども、ちゃんとした説明書を作っていたいただきたいと思います。もう答えはいいです。よろしく申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 同じ77ページですね、有価証券関係でお聞きをしたいんですが、菊水ロマン館は1,000株で5,000万円と。それから、肥後元気村が1,408株で6,700万円ということになっておりますが、23年度に7,000万円の減資ということをやりましたけれども、この減資そのものはどこに資料として載ってますか。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 決算書の90ページ、6番、有価証券という項目がありますけど、この2番目に、株券、肥後元気村7,400万、決算年度中増減額の7,000万減資いたしまして、6,300万増資しましたので、その差額の700万がここで減額ということを出ておると思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 認定1号、平成23年度和水町一般会計歳入歳出決算について反対討論を行います。

この決算には、子育て支援策として、県内では初めての高校生までの医療費の無料化など福祉予算が含まれ、町民の暮らしにも支援策はありました。この決算の一つ目の反対の理由は、学校統廃合の用地買収、工事の執行であります。町民からは、学校統合建設に反対の声が多くあるためであります。

二つ目は、株式会社元気村に6,300万円の増資が行われ、その一方で7,000万円の減資が行われ、その7,000万円は水の泡となってどこかに消えております。大切な町民の財産、税金は、こういった手法で執行すべきではありません。

地方自治体の主権者は住民であります。町民が納得する、町民が主人公の町政を求めて、反対討論といたします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに討論ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 賛成討論を行います。

今の反対討論でございますが、学校建設につきましても、それはもう17年度から始まっております。私が合併前から先輩からの申し送り事項でございます。そして、その過程においては、三加和も複式、菊水は中央小学校のほかはみんな複式ということで、現場を見に行ってみますと、本当に子どもたちは、あの部屋に3名ぐらいの机がございます。そういうことで、学校建設にも皆さんに十分執行部としては御相談をしながら取り組んでおられます。

また、財政的にも私はいつも一般質問で言いますように、それは県下で私は一番いい財政だと思います。町長さんは、そういうことで今日もありましたように、もう少し金を使うほうに考えないかंबいたという話もあるぐらい、辛抱して一生懸命取り組んでおられます。私たち議員は、この執行部の賢明なる学校建設、その他多くの問題について、町長、先頭自ら取り組んでおられます。

そういうことで、本当に立派な私は決算書だったと思います。職員の皆さんの御苦勞に対して敬意を表するような決算書であるということを付け加えまして、賛成討論に代えさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第1号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

日程第18 認定第2号 平成23年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算

○議長(多賀勝丸君) 日程第18、認定第2号「平成23年度和水町国民健康保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番(笹渕賢吾君) 国保税について伺います。23年度の1人当たりの健康保険税ですね、国民健康保険税、それが1世帯当たり幾らかと。それが出ればお聞きをします。

○議長(多賀勝丸君)

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長(豊後正弘君) 国保税の1人当たりの医療費が、決算では34万31円となっております。税率につきましては、23年度医療分でございますけれども、所得割、これは22年度と変わりありません。0.95%。それから、資産割が36%、均等割額が1万7,200円。それから、支援分でございますけれども、所得割2.03%、それから、資産割6.3%、均等割額5,200円。それから、介護分でございますけれども、介護分が所得割1.10%、資産割9%、均等割額7,000円でございます。以上です。

○議長(多賀勝丸君)

12番 笹渕賢吾君

○12番(笹渕賢吾君) ちょっと平等割が言われなかったみたいですが、1人当たりの国保税額ですね、それは出てませんか。かかった医療費ではなくて、国保税額ですね。加入者の人が払ってる平均1人当たりですが、

○議長(多賀勝丸君)

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長(豊後正弘君) 1人当たりの保険税でございますけれども、平成23年度が7万31円、1世帯当たり13万4,962円でございます。以上です。

○議長(多賀勝丸君)

12番 笹渕賢吾君

○12番(笹渕賢吾君) その下のほうの督促手数料ですが、1件に100円ということで、23年度は1,155件というふうになってますが、これの人数ですね。そのまま件数が人数に当てはまるのか、それとも同じ方に督促状をやってるということで、その件数なのか。どうでしょうか。

○議長(多賀勝丸君)

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 1件100円の1,155件とありますけれども、これは延べ人数であります。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 人数と世帯数というのは分かってませんか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） そこまでは資料を出しておりません。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） いつも聞いてるんですけど、担当課長に聞くのは酷かもしれないけど、今年も単年度で約5,400万の赤字、前年度が5,000万弱の赤字、その前は1億ぐらいの単年度の赤字だったような記憶をしとるんですよ。この状態であと何年もつのかなという気がするんですが、担当課ではどのようなお考えをお持ちかお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 単年度収支が3年連続赤字でございまして、23年度が5,000万ほど、それから、22年度が約3,000万だったろうと思いますけれども、3年連続で赤字額が増大しております。これも後期高齢者支援金や医療費の増大によるものでございまして、国保財政も医療費の抑制を図っておりますけれども、今後は国保運営協議会で税率、保険税の税率等の見直しの検討に入っております。今申したように、今後とも税率改正、するかどうかは分かりませんが、国保運営協議会で検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） そうですね、国保運営協議会で話し合うのはもちろんなんですが、非常にこう、このまま見てると間違いなく町民の皆さんの税率を上げないと無理な話になるような気はします。

やはりこう、課長会というんですか、幹部会というのかな、そこらへんも含めて検討していくべきじゃないかなというふうに私は思います。町長のお考えをお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 議員さんはもう十分、この会計に関してはもう堪能されておるわけで、これがどうだこうだって簡単にその商売的に整えるわけにはいけない部分がございますので、なるだけ町民が、皆がこのことに関して認識していただき、そしてやっぱり、それぞれ町民が健康であることが幸せにつながりますので、やっぱりいろんな角度、総合的にひとつ考え、対策を講じながら、そして、いかなる場合においては、やはり負担をしていただかざるを得ない、そうい

う状況は出てくるかと思っております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今、医療費の増大というような話も出ておりますが、医療費の増加を抑制するために、特定健康診査とか保健指導というのがやられていると思いますが、23年度では主なものとしてどういうのがやられたのかお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 国保関係では、生活習慣病、これはもちろんですけれども、重症化した対象者に保健指導をしていくために、課のほうで絞り込みまして、血管を痛める病気、これがしかも予防可能な慢性腎臓病と、平成22年度からやっております国庫ヘルスアップ事業に慢性腎臓病を位置づけまして、この現在でもこちらのほうの対策をすることで、脳血管疾患や心筋梗塞の発症予防にもつながりますので、こちらの予防を重点的にやっております。これは国保ヘルスアップ事業のほうでやっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今言われたように、いろいろやられていると思いますが、保健師の役割が私は非常に大きいんじゃないかなというふうに思うんですね。やっぱり、健診をやった後、それをもとに、結果をもとに家を訪問して、どういう病気でどういうふうに生活を改善されたいとか、そういった指導援助されてるかと思いたすけれども、そういった意味では、保健師の方々の役割が大事だなというふうに思っております。

今回の23年度の国保会計については、予算的に私は反対をしております、基金からの取崩しで値上げを抑えるようにということで、平成24年度は基金取崩しがあつて値上げを抑えているという状況ですけれども、是非こういった予防を徹底していただいて、医療費がかさまないように、増加しないようにしていただきたいというふうに思います。反対しておりましたので、反対の態度を表明しておきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第2号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたします。

した。

日程第19 認定第3号 平成23年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第19、認定第3号「平成23年度和水町介護保険事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 介護保険で質問するのは多分初めてだと思うんですが、これも先ほどと一緒になんですけど、実績額が非常に多かったのが、単年度決算で見ると赤字となっております。大変こう、県内でも高い標準月額のところであります。私もなかなか執行部の顔を見て話しにくいんですが、これですね、本当にこう、先ほどの国民健康保険税と並んで、本当に執行部の皆さんにとっては頭のますます痛くなることなんですよね。

もう今すぐこれをどうするんだってことは、正直な話、介護保険にならないように皆さんでとぐらしか言えないと思うんですよ。でも、やはり非常に厳しい数字が出たのと、ますます高齢化がある中で、本当に私もその担当係のほうが非常にこれで苦心されているのは分かってますので、これをどういう質問をするかと言われると私も苦手なんですけど、やはり今後、これ3年、今年から始まって3年後、また3年後、大幅アップということも視野に入れとると、私も頭の中で非常に頭が痛いという実態があるんですけど、この問題、法律だから仕方がないでそのまま置いとくのか、サービスが非常に拠点が多いですので、人口の割に、周りの町に比べてですね。それは非常によろしいことで、それをどうのこうの私も言うつもりもないし。ただ、現実それが65歳以上の方にとっては大きな負担になることも事実です。

私も今、町長にああしてくれ、こうしてくれってことは、正直な話言えるほど簡単な問題でもないのは重々分かっております。そこらへんを視野に、もう担当課長なり町長が、この非常に我が町にとって難しい問題を今後どのように考えて動かれるのかを質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今後更に高齢化が進みます。そして、今やっぱり医療が進んで、やはり長寿化にもなっております。そしてまた、そういう中で介護認定者の率も多いわけでございます。管内において、和水は多くの方々が介護サービス受給率は高いわけで、そういうことに関しては、やはり多くの方がサービスを受けておるということですから、喜んでいただいております。それをまた和水町みんなが支えておる、そういう雰囲気、そういうふう理解してまいらなさいかのかなと思っております。

今後、独居老人世帯もそうなんですけれども、ちょっと自分なりに思いを言わせていただければ、やはり、再三今回の議会においては、町営住宅問題も出ました。しかし、やっぱりそういう町営住宅にかかわるものにかかわらず、中には町内の方々が結婚してどこかに家を探さないかん、しかし、建てる余裕はない。そしてやはり、高い所には入れない、そういう方がおられると

と思いますが、元は家があるわけですので、そういう方々が2世帯、3世帯、そういう形の中で増築、改築、そうした形の中でお住みいただくような支援策を講じていくことが大切じゃないかなと。そうすることによって、やはり介護も在宅でできる、そういう環境が整う、独居老人世帯が少なくなる、そこらへんを原点に戻って見直していかにかい、そういう思いをいたしておる今日このごろでございます。

この介護保険事業に関しても、しっかりと、大変厳しくなるということは十分認識しながら、今後取り組まさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 介護認定についてお伺いします。

介護認定を受けたいということで、その申請をする人がおりますけれども、時間がかかるということで、認定までですね、大体今はどれぐらいかかっていますか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 約1カ月ぐらいかかると。こちらから調査等も行きますので、その保護者といいますか、御家族の方等々の調整等もあって、長い方で約1カ月は見ていただきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 申請してから1カ月ですね。はい。

それで、居宅介護サービスについて伺いますが、その申請するまでの1カ月ですね、介護認定を受けてない方が入院をして、そして退院をします。しかし、もう介護認定を受けないといろんなサービスが受けられないと、そういった場合、例えばここに居宅介護サービスで訪問介護がありますよね。訪問入浴介護とか訪問看護ですね、そういったもろもろのあります。それから、介護福祉用具購入費、これに対しては補助があるかと思っておりますけれども、ポータブルトイレとかシャワーチェア、こういったもの等、それから介護住宅改修費ですね、こういったものが介護認定を受ければできると思っておりますけれども、1カ月ということであれば、それが1カ月経ってからしか、認定を受けてからしか、これは正式にはできないのか。それとも、途中で、後で介護認定を受ければ、こういう制度そのものは受けられるようになるのかお聞きします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 一応、ケアマネさんのほうと協議をする形になりますけれども、申請の段階からさかのぼるという形はとれます。ただし、例えばもともとから3ぐらいあるだろうなということで申請されてて、實際上、認定の結果が1とかになることもあり得ますので、できるだけ待つてからというのはお願いはしております。そうしないと、後で返してもらわにかい

かん部分も出てくる可能性がありますので、できるだけ、どうしても必要な方については、こういうリスクもありますということで、もしかして認定が付かなかった場合についてはお返しをしていただく可能性もありますよ、それでもいいですかという形で、当初から、申請の段階から受けられる形もやっております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 介護認定を受けられなくても、その期間限定というわけじゃないですけども、そういう形で認められる場合もあるということですね。はい、分かりました。

それから、高額介護サービスについてですが、1カ月の利用料の合計が一定額を超えたときに、超えた部分を給付し、負担を軽くする制度ということで行われていると思います。今回、3,213万7,000円というふうなことで、23年度支出してありますが、この合計が一定額を超えたときというのは、どういう場合でしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 申し訳ございません、ちょっと資料を持ち合わせておりません。後で回答させていただきます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） それと含めて、高額医療合算介護サービス費ということで、これも一定額を超えたときということやってますので、この点もお願いしたいということと、それから、該当者が何名それぞれあったのかということ調べていただきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい、分かりました。後で御報告いたします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） これ第1号の被保険者保険料還付金というのがありますですね。11万6,000円。ここの内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 第1号被保険者の還付金と申しますのは、これが7月に本算定がされます。その部分で、前にいただいていた部分を、年度が変わる部分がありますので、その年度が変わってから還付しなくちゃならない部分についてあげている部分でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この介護保険事業会計ですが、この23年度というのは、県下2番目に介

護保険料が高いということで、4,960円ですね、そういうことで、高くて払えないという声もたくさん聞くわけですが、そういった意味で予算のときに反対をしておりましたので、この決算にも反対という態度を表明しておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第3号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

日程第20 認定第4号 平成23年度和水町奨学金貸与事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第20、認定第4号「平成23年度和水町奨学金貸与事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第4号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

日程第21 認定第5号 平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第21、認定第5号「平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。

非常に今年は医療保険福祉の所がどれもこれも赤字という表現になっておるので、私も心配しとるんですけど、特別養護老人ホームきくすい荘も非常に経営が厳しい状態ですね。先ほど委員長報告にもあったんですけど、これもやはり、建物の老朽化もあるし、ここらへんも、これは施設長というよりも、町長ですよ。ここの運営、経営、本当に厳しい状況なんですよ。ここらへんをどのように受け止められて、これもやっぱり町長の成績判断が必要なぐらいまで、これ見るとなるとるので、私も非常に意外というかがっかりしたというんか、そういうんですけど、町長、この決算書見られてどう思われましたでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） どう思ったというよりも、今後しっかり中身の決算状況、運営状況、精査しながら、今後どのような取り組み、どのような改善、そうしたことに関して考えてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。施設長には、要するになかなか従業員、職員が集まらないということを書いてあるんですけど、そこらへんの募集はどのようにされているのかお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

特別養護老人ホーム施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） お答えいたします。

介護士につきましては、本当に深刻な問題でございまして、募集状況につきましては、ハローワークにされておるところでございまして。しかし、ハローワークで募集しまして、何人か来ることは来るんですが、うちのほうの施設としても、ほかの福祉施設から比べれば待遇もそんなに悪くはないと思っております。23年度から通勤手当も出ましたし、介護職手当あたりについても、臨時職員は日当の6,100円プラスの800円ということで、800円はプラスで処遇手当ですね、それやっておりますけれども、なかなか来手がないという状況でございまして。

この間もちょっと、ハローワークは全部ネットでつながってますので、あっちこっちから電話はあります。よろしく願いますということで、電話いただけるんですが、実際面接には参加してくれないような、そのような状況でございまして。以上でございまして。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第5号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

日程第22 認定第6号 平成23年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算

○議長(多賀勝丸君) 日程第22、認定第6号「平成23年度和水町住宅用地造成事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第6号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

日程第23 認定第7号 平成23年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算

○議長(多賀勝丸君) 日程第23、認定第7号「平成23年度和水町簡易水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第7号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

日程第24 認定第8号 平成23年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算

○議長(多賀勝丸君) 日程第24、認定第8号「平成23年度和水町下水道事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第8号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

日程第25 認定第9号 平成23年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算

○議長(多賀勝丸君) 日程第25、認定第9号「平成23年度和水町特定地域生活排水処理事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第9号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

日程第26 認定第10号 平成23年度和水町春富区財産特別会計歳入歳出決算

○議長(多賀勝丸君) 日程第26、認定第10号「平成23年度和水町春富区財産特別会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第10号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、認定第10号は認定することに決定いたしました。

日程第27 認定第11号 平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第27、認定第11号「平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 後期高齢者医療費、75歳以上の会計ですけれども、熊本県広域全体としてやっていますけれども、熊本県全体としての医療費が上がっているかどうか、そこらへんは何か連絡がきてますか。もし全体として分かっていたら、昨年との比較で答えていただきたいと思えます。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 全体としてはちょっと分かっておりません。後期高齢者の医療制度のほうも、2年ごとに見直しが行われております。20年度から始まりまして、20年度、21年度、それが第1期でございまして、22年、23年度、それが第2期でございまして、第3期が24年、25年度となっておりますけれども、2年ごとの見直しということで、24年、25年、2年間、保険料率がアップしております。その関係で、24年度からも保険料が900円ほどアップしておりますので、保険料率のほうも上がると思えます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） この後期高齢者医療制度については、これまでも議論してきましたが、後期高齢者制度そのものが75歳以上の加入者だけということで、当然、医療費が膨らんでいくということは分かっているわけですが、民主党政権になって、この後期高齢者医療制度そのものを廃止するということがあったけれども、確か25年度に廃止するというふうな話だったと思えますが、今の政権状況ではどうなるのかなというふうな気もいたしますが、今回のこの23年度の後期高齢者医療の会計ですね、これについては、高齢者の負担が増え続けるということもあって、これまでもこの医療制度そのものの廃止を私は求めてきましたけれども、その立場から反対の表明をしておきたいというふうに思えます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第11号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、認定第11号は認定することに決定しました。

日程第28 認定第12号 平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算

○議長（多賀勝丸君） 日程第28、認定第12号「平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計歳入歳出決算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

認定第12号の決算に認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、認定第12号は認定することに決定いたしました。

日程第29 報告第5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（多賀勝丸君） 日程第29、報告第5号「平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 報告第5号、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同令第22条第1項の規定により、前年度の決算に基づいて健全化判断比率であります。実質赤字比率、連結赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費将来負担比率の四つの資金不足率を、その算定の基礎となる事項を付した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないと規定さ

れております。よって、今議会に報告するものでございます。

まず、本町の健全化判断比率について御説明を申し上げます。

実質赤字比率は、普通会計のみを対象とし、収支が赤字である場合と標準財政規模に占める割合を示すものであります。本町の場合は、一般会計など実質赤字が黒字であるため、実質赤字比率の数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた収支が赤字である場合の標準財政規模に占める割合を示すものであります。本町の場合は、実質赤字比率と同様、一般会計などの実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じてないため、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計、特別会計、企業会計に、本町が加盟する一部事務組合であります有明広域行政事務組合、熊本県市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となり、標準財政規模に占める公債費の割合の過去3年間の平均値です。18%を超えると起債を借りるために必要な手続が、協議から許可に変わります。本町の場合は、実質公債費比率は8.3%でございます。

次に、将来負担比率は、更に第三セクター等であります株式会社菊水ロマン館、株式会社肥後元気村を加えたものが対象となり、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。本町の場合は、将来負担比率は数値はございません。

4指標とも括弧書きの国が示す健全化判断比率をいずれも下回っており、健全な財政運営がなされている状況かと思えます。

最後に、資金不足比率は、住宅用地造成事業会計をはじめとする五つの公営企業会計のみを対象とし、資金不足が事業規模に占める割合を示すものでございます。本町の場合は、資金不足比率は、いずれの公営企業会計も資金不足額がないため数値はございません。

2ページ以降は監査委員さんの意見書を添付しております。以上で報告5号の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 本案について質疑ありませんか。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号「平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告」を終わります。

日程第30 陳情等の常任委員長報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第30、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。

常任委員会に付託した陳情等について、総務文教常任委員長から、委員会審査報告が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 古閑修一君

○総務文教常任委員長（古閑修一君） ただ今から、9月定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました陳情等の審査の報告をいたします。

9月19日、午前、関係課長の出席を求めまして、慎重な審査を行いました。

受付番号168号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択につきましては、採択です。

以上で本委員会に付託されました陳情等の審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。

受付番号第168号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書の採択について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はないということですので、質疑はもうこれで終わります。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第168号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書の採択について」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、受付番号第168号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書の採択について」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第31 議員派遣申出書

○議長（多賀勝丸君） 日程第31、議員派遣申出書を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第121条の規定によって、閉会中の議員派遣申出があります。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、委員長の申出のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、委員長から申出のとおりとすることに決定しました。

日程第32 閉会中の継続審査申出書（総務文教常任委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第32、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題としま

す。

総務文教常任委員長から、委員会において継続中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第33 閉会中の継続審査申出書(厚生常任委員会)

○議長(多賀勝丸君) 日程第33、厚生常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題とします。

厚生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第34 閉会中の継続審査申出書(建設経済常任委員会)

○議長(多賀勝丸君) 日程第34、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査申出書を議題とします。

建設経済常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第35 閉会中の継続審査申出書(議会運営委員会)

○議長(多賀勝丸君) 日程第35、閉会中の継続審査申出書を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の

継続審査とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 6 時19分

再開 午後 6 時23分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議員提出の追加日程第1、発議第4号「地球温暖化対策に関する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書提出について」が提出されました。

以上1件を日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1を追加することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出について

○議長（多賀勝丸君） 追加日程第1、発議第4号「地球温暖化対策に関する『地方財源を確保・充実する仕組み』の構築を求める意見書提出について」を議題とします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第4号の意見書については、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、整理を議長に委任したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

先ほどの笹渕議員の質問の中で、答弁もれがございます。

答弁をお願いいたします。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 笹渕議員からの入湯税の利用状況ですけれども、23年度は納税義務者が5件ありました。その合計ですけれども、まず宿泊、493名、それから家族風呂、6万4,947名、それから、日帰り休憩、13万9,551名、合計しますと20万4,991名でございました。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 笹渕議員のありました部分で、これページが98ページの方ですかね、一定額を超えた部分ということですが、まず、最初の高額介護サービス費につきましては、一定額といいますのは、一般的には利用者負担は毎月1割が利用者負担という形になりますけれども、その利用者負担の1カ月分が、一般世帯において3万7,200円を超えた部分について助成をする。あと、住民税非課税世帯については、2万4,600円と。生活保護とかについては1万5,000円というような形で上限額を設けてある部分でございます。その人数でございすけれども、3,040人というふうな形になっております。

次に、もう一つ下のほうの、高額医療、高額介護、合算制度の負担限度額ということですが、これは1年間に利用された額がまた上限額が決まっております。後期高齢者医療制度、まずは70歳未満の場合については、126万円をオーバーした人、これが上位所得者です。すと、一般の方については67万円をオーバーした人、オーバーした部分ですね。それと住民税非課税世帯については34万円と。

今度は70歳から74歳の方については、現役並みの方が67万円、一般の方が56万円、低所得者の2の方が31万円、低所得者1の方が19万円以上年間に負担をされた部分について、そのオーバーした部分について助成するという形だそうです。

人員については、191名だそうです。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） これで本日の日程は全部終了しました。

9月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る9月12日以来10日間、議員各位におかれましては、熱心に審議を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

また、会議を通じて、議事進行に各位の御協力を得ましたことを、重ねてお礼を申し上げます。

町執行部におかれましては、今期定例会において成立しました諸議案の執行に当たって、適切な運用をもって進められ、町政の発展のため、一層の努力をいたされんことをお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

これで平成24年9月和水町議会定例会を閉会します。起立願います。

お疲れでございました。

閉会 午後6時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員